

2010年憲法記念日の論調

松山大学法学部・田村教授のHPより引用

全国紙＝国の全体を対象として編集・発行される新聞。

- 5月3日付『朝日新聞』－「社説」＝憲法記念日に一失われた民意を求めて
- 5月3日付『毎日新聞』－「社説」＝憲法記念日に考える「安保」の将来含め論憲を
- 5月3日付『毎日新聞』－「余禄」＝憲法記念日
- 5月3日付『読売新聞』－「社説」＝憲法記念日 改正論議を危機打開の一助に
- 5月3日付『日本経済新聞』－「社説」＝憲法審査会で議論を始めよ
- 5月3日付『日本経済新聞』－「春秋」

ブロック紙＝新聞の地方紙のうち、数県にまたがる広い地域を販売領域としている日刊一般紙の称。全国紙と県紙の中間にあたる。中日新聞の社説は東京新聞と同。なお、東京新聞は中日新聞が買収。東京新聞を加えた中日新聞・北陸中日新聞・日刊県民福井の中日新聞社発行各紙の発行部数350万部であるところから、日本経済新聞・産経新聞を上回る日本第4位の全国紙と見なすこともある。

- 5月3日付『東京新聞』－「社説」＝憲法記念日に考える 初心をいまに生かす
- 5月3日付『東京新聞』－「筆洗」
- 5月3日付『北海道新聞』－「社説」＝憲法記念日 「平和」と「人権」生かして
- 5月3日付『北海道新聞』－卓上四季＝やっちゃいけない
- 5月3日付『河北新報』－「社説」＝平和と「核の傘」／希望は現実直視してこそ
- 5月3日付『中国新聞』－「社説」＝憲法と国民投票 暮らしを通し考えたい
- 5月3日付『西日本新聞』－「社説」＝いま続いている「日常」を守る 憲法記念日に考える

地方紙＝地方に根拠をもち、その地域の住民を対象として編集・発行される新聞。地方新聞とか県紙ともいう。

- 5月3日付『奥羽日報』－「社説」＝国の在り方考える機会に／憲法記念日
- 5月3日付『奥羽日報』－「天地人」
- 5月2日付『秋田魁新報』－「社説」＝あす憲法記念日 不断に関心持ち、論議を
- 5月3日付『岩手日報』－「論説」＝憲法記念日 理念生かす政治実現を
- 5月3日付『茨城新聞』－「社説」＝憲法記念日 憂慮すべき関心の低下
- 5月3日付『神奈川新聞』－「社説」＝憲法記念日 「人権先進国」を目指せ
- 5月3日付『新潟日報』－「社説」＝揺るがぬ土台を次代へ ～憲法記念日に考える
- 5月3日付『信濃毎日新聞』－「社説」＝憲法記念日 使いこなして強めたい
- 5月3日付『岐阜新聞』－「社説」＝憲法記念日 理念と役割考える機会に
- 5月3日付『福井新聞』－「社説」＝憲法記念日 これは国を縛る規範だ
- 5月3日付『京都新聞』－「社説」＝憲法記念日 外国人の人権に目を向けて
- 5月3日付『神戸新聞』－「社説」＝憲法記念日／理念をもっと深くより豊かに

5月3日付『山陽新聞』－「社説」＝憲法記念日 国民投票法が動き出す
5月3日付『山陰中央新聞』－「論説」＝憲法記念日／幅広い憲法論議をしよう
5月3日付『徳島新聞』－「社説」＝憲法記念日考える力が問われている
5月3日付『高知新聞』－「社説」＝【憲法施行63年】最後は主権者が決めたい
5月3日付『宮崎日日新聞』－「社説」＝憲法を考える
5月3日付『熊本日日新聞』－「社説」＝憲法記念日 再確認したい統治者の規範
5月2日付『南日本新聞』－「社説」＝[憲法記念日]国のかたちを原点から点検したい
5月3日付『沖縄タイムス』－「社説」＝[憲法記念日]公文書はだれのものか
5月3日付『琉球新報』－「社説」＝憲法記念日 9条の輝き世界へ次代へ 命守る政治の有言
実行を

=====

5月3日付『朝日新聞』－「社説」＝憲法記念日に一失われた民意を求めて

日本国憲法の前文を読んでみる。

「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」

昨夏、国民は主権者として歴史的な決定を下した。自民党長期政権が終わり、民主党が政権に就いた。日本を変えたいという明らかな民意を示し、その通りになった、と思った。

それから8ヵ月。しかし、鳩山政権の支持率はつるべ落とし。政治は期待通りに動いていないという気分が広がる。多くの国民は、本当に主人公かどうか、自問し始めているだろう。

■すれ違う政治と国民

確かに難しい時代だ。

経済のグローバル化が進み、人々の暮らしはしばしば巨大な市場に翻弄（ほんろう）される。少子高齢化という大きな時代の流れも簡単には止められない。政治にのしかかっているのが難問であることはわかる。

しかし、鳩山政権の繰り広げる光景は既視感に満ち、激変する時代の挑戦を受けて立つ構えが見えない。政治とカネの問題に揺さぶられ、利益誘導体質や財源の裏付けのないマニフェストは、カネで民意を買えると思いついでいるかのようだ。集票に躍起になればなるほど、政治家たちは民意を見失っていく。

しかしだからといって、政治そのものに背を向けるわけにはいかない。私たちは主権者であることをやめるわけにはいかない。どうすれば再び政治とのつながりを見いだせるのか。

小さな「憲法」で、そんな危機を乗り切ろうとしている自治体がある。

北海道福島町は津軽海峡に面した5千人余りの町だ。推計では、2035年には2千人余りに減る。

その町議会に、全国から視察が絶えない。積み重ねた議会改革と、その末にまとめた「憲法」、議会基本条例を学びにくるのだ。

■熟慮する民主主義

とりわけ、意を用いているのは、議会への広範な町民参加だ。財政は厳しい。何を我慢し、どこに集中投資するか。町民とともに議論しないと納得が得られないからだ。

12人の全議員が加わる委員会を設け、「子育て支援」などテーマごとに町民の声を聞く。陳情が来れば、政策提言として議会で説明してもらおう。議会の傍聴者にも討議への参加を認める。選挙での「支持者」とは違う声がそこに集まる。

これは議員同士の議論を徐々に変えていった。町が温めていた町営温泉ホテル構想は中止。下水道計画は浄化槽に切り替え。支持者の利益ではなく無駄をなくすために議会が動いた。

東京都三鷹市の「憲法」、自治基本条例も市政の基本は参加と協働だとうたう。それに基づいて始めたのが市民討議会だ。市民を無作為抽出し、参加を求める。応じてくれた人が現状説明などを聞いた上で議論し、合意点を探る。市民の縮図に近い人たちから熟慮のうえでの判断を聞ける。

11年度からの市の4次基本計画も、この市民討議会や地域ごとの懇談会など様々な市民参加の場で練る。市長のマニフェストに沿った資料を基に市民がよりよい形を探っていく。マニフェストは、細部まで有権者が承認したわけではないと考えるからだ。

討議会の原型はドイツにある。ナチスは選挙を経て独裁に至った。その反省も踏まえ、どう民主主義を再生するか。立案した学者はそんな思いを抱いていたという。

■新しい公共空間を

民意が見えにくい時代でもある。

経済成長が続いたころなら予算も増え、支持者への利益誘導による政治にもあまり抵抗はなかったかもしれない。だがいまは、その裏で必ずだれかが割を食う。「総中流」と言われたのは遠い昔。格差は広がり価値観も多様化した。求められる施策は地域や世代によって時に正反対になる。

もちろん民意を問う基本は選挙だ。1票の格差は早急に是正しなければならない。ただ、公平な選挙のためにはさらに工夫も必要だろう。たとえば、地域間以上に世代間の利害が対立する時代にどんな選挙制度が望ましいか。世代ごとに選挙区を分ける案を提唱する識者もいる。二院制のあり

方についての議論もいずれは避けられまい。

だが、公平な選挙制度が実現しても問題は残る。

そもそも民意とは手を伸ばせばそこにあるものではない。確固とした意見や情報を持たない人々が、問題に突き当たってお互いの考えをぶつけ合いながら次第に形成されていく。であれば選挙だけでは足りない。政治と有権者の間に多様な回路を開くしかない。

福島町や三鷹市の「憲法」が試みているのも、そんな回路を増やすことにほかならない。三鷹市にならった市民討議会はすでに全国各地で100回近く開かれている。政府も一部で動き始めている。文部科学省はインターネット上で、政務三役と、教師や学生、保護者らが政策について議論する場を設けた。それから約2週間、書き込まれた意見は1,700を超えた。

国民が主権者であり続けるには、民意を育む新しい公共空間を広げ、「数」に還元されない民意を政治の力にしていく知恵と努力が必要だろう。そして、そのプロセス自体が政治への信頼を回復し、ポピュリズムに引きずられない民主主義の基盤にもなる。

5月3日付『毎日新聞』－「社説」＝憲法記念日に考える「安保」の将来含め論憲を

今、鳩山由紀夫首相は「普天間問題」で窮地に立っている。直接のきっかけは、いうまでもなく政権の稚拙な対応である。沖縄県民の失望と怒りは増し、首相が約束した5月末決着は難しい。日米間の信頼関係も大きく損ねかねない状況だ。

だが一方で考えるべきことは多い。沖縄は太平洋戦争末期、米軍との激戦で多くの犠牲者を出した。米軍は戦後、「銃剣とブルドーザー」で基地を拡大した。本土復帰後38年になるが、在日米軍基地の4分の3が集中したままだ。怒りのマグマはきっかけさえあればいつでも噴出する状態だった。沖縄の過剰な基地負担の軽減が緊急課題であることを改めて示したのも今回の事態だ。

◇米国が作った枠組み

憲法記念日に憲法と日米安保について考えてみたい。憲法の英語に当たる constitution はいわゆる憲法とともに「国のかたち」を示す。

まず戦後日本の枠組みを作った米国との関係を振り返ってみよう。

1945年9月2日、日本が太平洋戦争の降伏文書に調印した米戦艦ミズーリにはペリーが黒船で使った米国旗が掲げられていた。州を示す星の数から31星旗と呼ばれる。幕末に日本開国をもたらしたペリーの砲艦外交は米国の成功体験であり、その旗を持ち出したのはいかにもマッカーサー(連合国軍最高司令官)らしい演出だった。

日本を占領した米軍はこのあと絶大な権力を振るって大改革を行ったが、日本側には「第二の開国」という肯定的な言葉が生まれた。戦争で疲弊した日本人の多くが新憲法を含む占領改革を歓迎したのである。

日本の講和は米ソ冷戦の激化、特に朝鮮戦争に大きく影響された。51年に日本は憲法9条の非武装条項を維持しつつ講和条約と安保条約を一体のものとして受け入れ、翌年独立を回復した。米軍の駐留継続は日本側の要望でもあった。交渉を担ったジョン・F・ダレスは講和直後の論文で「日本を太平洋地域の集団安全保障体制の一員として積極的に関与させる必要が生じた」と説明した。朝鮮戦争に出撃する米軍の後方基地との位置付けだったが、国際情勢を考えれば不可避だったろう。これに対し革新勢力を中心に「対米従属」との批判が強まり、戦後政治の最大の対立軸となった。

結果的に国民の支持を得たのは吉田茂首相を起点とする軽武装経済重視のいわゆる保守本流路線だった。憲法と日米安保を車の両輪として「国のかたち」を形成してきた。両者は理念として矛盾するようだが、「軍事」の部分に安保条約が補完することで憲法9条が維持されたともいえる。

だが、歴代政権が日米安保の現実を率直に語ってきたとはいえない。例えば在日米軍基地の存在理由について、特に沖縄への基地集中について、日本の防衛以外の要素をていねいに説明してきただろうか。核の傘と非核三原則の関係についても真剣に説明してきたとはいえない。

岡田克也外相が進めた日米密約の検証作業では、米艦船による核持ち込みにからむ「広義の密約」の存在を指摘した。世論の反発を避けるためだったというが、これも安保の現実を語ってこなかった一例だ。

◇沖縄の負担軽減は急務

憲法と日米安保について、事実即した率直な議論をしてこなかったことのツケは大きい。今こそ隠し立てのない誠実な議論を積み上げるときであろう。最近の各種世論調査では日米安保の継続を支持する人は多数となっており議論の素地はできている。アジア太平洋地域の安全保障の仕組みを日米同盟を軸として構想することも必要になるだろう。憲法の平和主義を堅持しつつ、具体的にどのような条文や解釈が最適かも真剣に考えなければならない。

私たちは日米同盟と、世界の平和と繁栄のための日米共同作業を支持している。しかし、冷戦後の国際・国内情勢の変化は激しい。1996年の日米安保共同宣言が「アジア太平洋地域安定のための公共財」とする「再定義」などで当面しのいできたが、今秋予定されるオバマ米大統領来日を機に、まさに「再々定義」が必要になっている。

「普天間」が示すように、沖縄の過剰な負担を放置しては日米同盟が維持できなくなる可能性がある。「再々定義」の機会に、在日米軍基地の配置や負担についても、日本側の意向を米国側に率直に示し、将来に向けた負担軽減のビジョンを作る作業を始めるべきだろう。

私たちはかねて「論憲」を主張してきた。現憲法の掲げる基本価値を支持しつつ、現状に合わせ

たよりよい憲法を求めて議論を深めようとする立場である。

今月 18 日に憲法改正の手続きを定めた国民投票法が施行される。本社世論調査によれば、憲法改正の動きが進むことを「期待する」50%、「期待しない」48%という拮抗（きっこう）する結果だった。改憲を急ぐというより、どのような改憲が必要になるかを慎重に論議しようという世論と見ていいのではないか。21 世紀の日本の「国のかたち」を練る「論憲」を進めるときである。

5月3日付『毎日新聞』 - 「余禄」 = 憲法記念日

1947 年の総選挙で吉田茂は憲法の担当相の金森徳次郎と共に遊説した。金森が頼まれた色紙に得意のダルマの絵を描き、新憲法の理念を添え書きしていると、吉田はダルマ絵を 1 枚ひょいと取り上げて書き込んだ――「七転八倒」

▲ダルマ絵につきものの「七転び八起き」ならぬ「七転八倒」は占領下の憲法制定への内心の不満をうかがわせる吉田一流の皮肉だ。金森はこれにあわてたのかどうか、「安定する前の動揺」と書いて取りつくろってみせた

▲当時の日本の保守派は占領軍の求める改憲は国を大混乱に陥れて共産化を誘発すると懸念した。この見通しは外れたが、一方で憲法草案を作った占領軍スタッフたちの見通しも外れた。彼らはこの憲法を日本人が独立回復後も維持し続けるとは思っていなかったのだ

▲改憲は 間禁じ、その後は国会の 4 分の 3 の承認を要するとしたのが占領軍の当初案だったという。改憲規定を厳しくしないと、日本人はすぐ人権条項や平和条項を改廃すると考えたのだ。さすがに「将来の日本人の選択を奪うべきでない」と、条件は緩和された

▲改憲禁止を提案した若いスタッフも、それを改めさせたケーディス大佐も、後年には日本人が何十年もこの憲法を使い続けるとは想定しなかったと明かした。日本の保守派も、草案の作成スタッフも見通せなかったその後の歴史の現実を選択したのは日本国民だった

▲今月 18 日には改憲手続きを定めた国民投票法が施行される中で迎えた今年の憲法記念日だ。もちろん憲法とはほかならない自らが選びとる未来を意味することを十分に会得した 63 年後の日本国民である。

5月3日付『読売新聞』 - 「社説」 = 憲法記念日 改正論議を危機打開の一助に

八方ふさがりの日本。いま、憲法改正論議の暇（いとま）はない、と言う人は少なくないかもしれない。

だが、こうした時だからこそ、国の統治の基本を定めた憲法の問題に立ち返ってみることが必要

ではないか。

政治や経済の危機的な状況を打開する一助になるはずだ。

きょうは憲法記念日。改憲を改めて考える一日にしたい。

◆憲法審査会を動かせ◆

今月 18 日、憲法改正手続きを定めた国民投票法が、同法成立後 3 年を経てようやく施行される。これからは、いつでも憲法改正原案の国会提出が可能になる。

だが、原案などを審査する場になる、国会の憲法審査会が動いていない。

衆院は審査会を運営するための審査会規程を定めただけだ。参院に至っては規程すらない。民主党の西岡武夫参院議院運営委員長が「違法状態」と言っている。

最大の責任は、政略的思惑から改憲論議を棚上げしている民主党にある。さらに改憲を党是としながら、推進力を欠く自民党の責任も否認しない。

憲法に改正条項があるのに、手続き法を作ってこなかった国会の“不作為”は解消されたが、審査会始動をサボタージュしては、不作為の継続に等しい。

◆気がかりな憲法解釈◆

政権が交代した昨年来、気になるのが、与党・民主党による独自の憲法解釈だ。

小沢幹事長らは、永住外国人への地方参政権付与について積極姿勢をみせている。

鳩山首相も、国会で「憲法に抵触する話ではない」と答弁した。だが、これは 1995 年の最高裁判決での、判決の結論とは関係のない傍論を根拠としていた。

憲法の国民主権に照らせば、憲法 15 条の公務員を選定・罷免する権利の保障は、日本国籍を持つ「日本国民」を対象とし、外国人には及ばない。この判決の本論こそ尊重すべき考え方である。

民主党は「地域主権国家」を目指すとしている。

憲法で明記した「主権」の意味の一つは、国家の統治権だ。「地域主権」という表現は、国の統治権を地方に移譲し、連邦制に移行するかのような誤解を与える。不適切な用い方だ。

菅副総理は国会で、「憲法には三権分立という言葉はない。国会は内閣を生み出す親。国会と内閣は独立した関係ではありえない」という趣旨を述べている。

しかし、憲法は各章に「国会」「内閣」「司法」を設けており、権力分立原則に立っていることは明らかだろう。

天皇と外国要人との会見は、憲法7条の「天皇の国事行為」ではなく、「公的行為」である。

小沢幹事長は、天皇陛下と中国要人との「特例会見」問題で、そこを取り違えたうえ、天皇陛下も会うと「必ずおっしゃる」と陛下の判断に言及するなど、「天皇の政治利用」批判を招いた。

鳩山首相は、米軍普天間飛行場移設問題の処理を誤り、立ち往生している。混乱は「対等な日米関係」を唱えながら政権として確固たる安全保障政策をもたないため、という指摘は多い。

◆国の基本に立ち返ろう◆

「対等」を掲げるなら、まず、集団的自衛権行使という憲法上の問題に正面から向き合わなければならない。

今年度予算は、国債発行額が税収を大きく上回っている。財政状況は悪化の一途だ。ところが、首相は、衆院議員の任期中、「消費税率は引き上げない」との発言を繰り返している。

しかし、これでは財政の立て直しは不可能だ。財政規律の維持をうたう条項を憲法にどう盛り込むかが、切実さを増すゆえんだ。

衆参ねじれ国会の下で問われた参院の強すぎる権限の見直しも、さっぱり議論されなくなった。喉元(のどもと)過ぎれば熱さを忘れる、ということでは困る。

昨年衆院選の小選挙区での「1票の格差」をめぐる訴訟では、全国各地の高裁で、「合憲」判断を上回る「違憲」「違憲状態」の判決が相次いでいる。国会も安閑としてはいられない。

政治の現場で、「国のかたち」や中長期にわたる政策課題をめぐる議論が衰えている。そうした議論を盛んにしていくためにも、いま一度、憲法改正論議を活性化させていく必要がある。

5月3日付『日本経済新聞』－「社説」＝憲法審査会で議論を始めよ

63年前のきょう施行された現行憲法は今年、大きな節目を迎える。国民投票法が18日に施行され、国会が改正を発議できる仕組みが初めて整う。戦後の民主主義の礎となった理念を大事にしつつ、新たな時代にふさわしい憲法の姿について議論を深めていく時期にきている。

国民投票法は本来ならば憲法施行後すぐに制定されるべきだった。憲法96条が定める改正のための手続き法が存在しなかったこと自体、国会の怠慢である。ただ憲法改正の議論を避ける空気は、

今なお政界に色濃く残っている。

国民投票法は2007年5月に成立し、衆参両院に「憲法審査会」が設置された。民主党は委員数や表決方法などのルール作りに慎重姿勢を示し、衆院は09年によりやく自民、公明両党の主導で審査会規定が制定された。参院がいまだに規定を設けていないのは大きな問題である。

「平和主義」「国民主権」「基本的人権の尊重」という憲法の本質は今後も次世代に引き継いでいかねばならない。一方、各論では議論すべきテーマはいくつもある。

07年の参院選での自民党敗北は、衆参の多数勢力が異なる「ねじれ国会」を生んだ。首相の解散権が及ばない参院が法案審議などで衆院並みの強大な権限を有していることが、政治の停滞につながった。

政権交代でねじれは解消したが、二大政党制に近づけば政権が同様の困難に直面する可能性は高い。衆院の3分の2以上による「再可決」が使える状況は例外的であり、衆参の役割を考え直す必要がある。

自民党は05年にまとめた新憲法草案で、9条を改正し自衛軍の保持と国際貢献を明記するよう提案した。

「道州制」を検討する上では国と地方自治体の関係の再定義が必要になるかもしれない。地球温暖化対策などとの関連で「環境権」に関する国際的な意識は変わりつつある。

明治憲法も現行憲法も国民は制定プロセスに直接かかわっていない。国会が今すぐ改正を發議する状況にはないとしても、様々な課題をめぐる国民的な議論は重要である。衆参の憲法審査会を少しでも早く動かし、21世紀にふさわしい憲法をつくる意識を明確にしてほしい。

5月3日付『日本経済新聞』－「春秋」

祝うのは当たり前として、願ったり期したり感謝したり。それぞれの祝日にはいろいろな意味が込められている。それを定めているのが「国民の祝日に関する法律」だ。短くて読みやすいので、一読をお勧めする。なかなか勉強になる。

▼きょうの憲法記念日は「国の成長を期する」日とある。成長とは何か。それは書いてない。明日のみどりの日は「自然に親しみ、その恩恵に感謝する」。こちらは分かりやすい。あれっと思う人が多いのは、こどもの日を「母に感謝する」日でもあると決めていることだろう。じつは「子と母の日」であったのだ。

▼法律を作った62年前、「子供を育てるのは何といても母親の力が主であるから、母親にも感謝しようというものであります」と国会で趣旨の説明があったそうだ。15の祝日すべての定義を読む

と、青年、生物、老人、海、祖先。さまざまなものへの敬愛や感謝をうたっている。が、父の一字は見当たらなかった。

▼ロックを分かろうと子に近づく親より、子のはなもひっかけない浪花節を愛し、そのレコードを子に触らせない親。脚本家の山田太一さんは、好ましい父親像をこう表現した。そんな姿を見せるのだから子育てだ。まして連休中のお父さんの奮闘を見れば、「母に感謝する」を「父母に……」と、改めたくもなる。

5月3日付『東京新聞』－「社説」＝憲法記念日に考える 初心をいまに生かす

長い戦争から解放され、人々は新しい憲法を歓迎しました。その“初心”実現に向けて積極的理念を世界に発信できるか、日本の英知が試されます。

米軍普天間飛行場の移設問題が迷走し、憲法改正国民投票法の施行が18日に迫る中で今年も憲法記念日を迎えました。この状況は非武装平和宣言の第九条をとりわけ強く意識させます。

日本国憲法の公布は1946年11月3日、施行は翌年5月3日でした。当時の新聞には「日本の夜明け」「新しい日本の出発」「新日本建設の礎石」「平和新生へ道開く」など新憲法誕生を祝う見出しが並んでいます。

新しい歴史を刻む息吹

長かった戦争のトンネルからやっと抜け出せた人々の、新たな歴史を刻もうとする息吹が紙面から伝わってきます。新生日本の初心表明ともいえるでしょう。

あれから60年余、日本は武力行使により一人も殺すことなく、殺されることもなく過ごしてきました。憲法の力が働いていることは明らかです。

しかし、現代日本人、特に本土に住む人たちの胸には先人の思いがどれほどとどまっているのでしょうか。少なくとも国内は平和で、戦争を体験した世代も少なくなり、憲法の効果を日常的に意識することはありません。憲法は空気のような存在になっています。

「初心忘るべからず」と言いますが、忘れてはいけない初心が次世代にきちんと継承されているでしょうか。

かつて沖縄県民は「平和憲法の下へ帰りたい」と島ぐるみで粘り強い復帰運動を展開しました。そのかいあって72年にやっと復帰が実現し、米軍による支配から脱したものの、四十年近くたった今でも県民の熱望は「憲法の恩恵に浴する」ことです。

沖縄を犠牲にした平和

幼い子どもが最初に覚えた言葉は「怖い！」だった。

沖縄で基地問題を取材している記者が本土の記者に披露した余話です。母親が米軍機の爆音を聞くたびに発した言葉でした。

普天間飛行場や嘉手納基地で離着陸する米軍機の轟音(ごうおん)、迷彩服で公道を行進する米兵、多発する軍人犯罪…沖縄に残る現実、太平洋戦争末期に島内全域で行われた地上戦を思い起こさせます。憲法誕生時、多くの日本人が抱いた初心の背景と似ています。

復帰後、本土では立川、調布、朝霞など米軍の施設・区域が次々返還され大幅に縮小しましたが、沖縄には日本全体の米軍基地の面積で74%が集中し、県土の10%は基地です。

本土の人たちが享受している平和と安定は、こうした負担、犠牲の上に築かれていることに気づかなければなりません。基地の存在自体を根本から問い直してみることも必要でしょう。

身動きもままならない管理社会態勢、拡大し定着する格差、それらがもたらす閉塞(へいそく)感で生まれる不満と不安…関心はもっぱら自分を守ることに向かい、大きな視野が失われがちです。

その間隙(かんげき)をついて一部で戦史の書き換えが進み、あの戦争を容認し、美化する動きさえあります。他方で自衛隊は世界有数の軍事力を持ち、海外派遣が当たり前になっています。

いまこそ憲法が生まれた歴史的背景、経緯を正しく語り伝え、60年前の初心を再確認しなければなりません。

憲法前文には「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とあります。

制定者の念頭には諸国民の先頭に立つ日本の姿がありましたが、いまだに戦火と混乱に苦しむ人々が世界各地にいます。沖縄の基地はそれと無縁ではありません。

第九条を自国に対する制約と考えるのではなく、日本国憲法の有する普遍的価値を国際社会に向かって発信してゆくことが、日本には求められます。

北朝鮮が核実験を行い、中国が軍拡路線を歩む一方で、米ロが核軍縮に取り組もうとしているだけに日本の姿勢が問われます。

鳩山由紀夫首相は核安保サミットで「核廃絶の先頭に立つ」と誓い、民主党は東アジア共同体構想を掲げました。

構想の詳細は不明確ですが、これらは歴代政権が無視してきた九条の理念を構築する足がかりになるかもしれません。

存在感の肥大化を防ぐ

歴史の産物であり教訓である憲法の将来を考えるには、現実に流されたつじつま合わせではなく、過去を緻密（ちみつ）に検証したうえでの議論が欠かせません。

歴史に学んで第九条の現代的意味を追求し続けることが、改正手続きを定めた国民投票法の存在感肥大化、独り歩きを防ぎます。

5月3日付『東京新聞』 - 「筆洗」

3年前に亡くなった作家の城山三郎さんがつくった「旗」という詩がある。<旗振るな 旗振らすな 旗伏せよ 旗たため 社旗も 校旗も 国々の旗も 国策なる旗も 運動という名の旗も ひとみなひとり ひとりには ひとつの命…>

▼神奈川近代文学館（横浜市）で開催中の「城山三郎展 昭和の旅人」の会場に詩の全文が掲げられている。足を止めじっと読む人が多い

▼海軍に志願した軍国少年が体験したのは、理由のない体罰、そして、兵を飢えさせ士官自らは十分腹を満たす軍隊の腐敗だ。「旗」は、人を虫けらのように押しつぶすすべての組織の象徴なのだろう

▼次女の井上紀子さんは「父はとにかく理不尽が許せなかった。その最たるものが戦争。大義という名のもとで裏切られる個人の心、命。そういうことへの怒りが、書くということの一番大きな動機だった」と自著「城山三郎が娘に語った戦争」に書いている

▼城山さんは「日本は先の戦争で、ほとんどすべてを失ってしまった。唯一、得られたのは、憲法9条だけだ」と語っていた。戦争体験と憲法が強く結びついた世代は減っている。憲法への思い入れの少ない若い世代に城山さんの言葉はどう伝わるのだろうか

▼あの戦争で新聞は「旗」を振り、国民を熱狂させ国を破滅に導いた。憲法記念日のきょう、新聞の責任にも思いをめぐらせたい

5月3日付『北海道新聞』 - 「社説」 = 憲法記念日 「平和」と「人権」生かして

きょうの憲法記念日は、日本国憲法の理念を確認し、いまの政治が憲法を目指す方向に合致しているかを点検する絶好の機会だ。

今年の日米安保条約改定 50 年の節目であり、折しも米軍普天間飛行場の移転が焦点となっている。一方、社会問題化した格差や貧困にどう対策を講じるかも重要である。

憲法の 2 本柱は、第 9 条の「戦争の放棄」に示された平和主義と、第 11 条の「基本的人権」の尊重だ。その精神を問題解決に生かしたい。

今月 18 日には改憲手続きを定めた国民投票法が施行される。憲法に向き合う国民の姿勢が試されることを忘れてはなるまい。

***鳩山政権の理念問う**

鳩山由紀夫首相に聞きたいのは、どんな政治を目指して懸案に取り組んでいるかだ。

まず米軍普天間である。

この問題を見るとき、沖縄の米軍基地がイラクとアフガニスタンという二つの戦争に深く組み込まれていることを指摘したい。

自民党の小泉純一郎、安倍晋三の両政権は憲法改正を強く打ち出し、安倍首相は 2007 年に国民投票法を成立させた。

イラク戦争を支持し、自衛隊の現地派遣に踏み切った小泉政権以来の「対米軍事協力」の流れと無縁ではない。「任期中の改憲」を公言した安倍氏の狙いが、憲法 9 条の改正にあったことは明白だろう。

鳩山政権の選択肢は二つだ。

「国際平和の希求」をうたう憲法の精神に基づき日本の平和外交を追求するか、それとも旧来の対米追随を続けるかである。

想起すべきは航空自衛隊のイラクでの活動を 9 条違反と断じた名古屋高裁判決（08 年）だ。憲法の平和主義を踏まえ、戦争への日本の加担に警鐘を鳴らしたと受け止めたい。

だが普天間をめぐる政権の対応は移転先探しに終始し、沖縄の基地縮小に及んでいない。冷戦後の米軍駐留の是非を含め、日米安保条約を根本から問い直すときではないか。

回り道のようにも、それが普天間問題を解決に導く原点となる。

格差や貧困も放置できない。

憲法前文の「平和のうちに生存する権利」とは、戦争放棄と基本的人権、生存権（第 25 条）が表裏一体であることを示している。

自殺者が 12 年連続で 3 万人を超え老人の孤独死も伝えられる。非正規切りで職と住まいを失った若者には将来への不安が深まっている。

憲法を空文にしてはなるまい。

「いのちを守りたい」と施政方針を述べた鳩山首相は、人間性を回復する政治に全力をあげるべきだ。

*** 解釈改憲を懸念する**

鳩山首相は名うての改憲論者である。05 年に著した「新憲法試案」では「自衛軍の保持」を明記し、集団的自衛権の行使も容認している。

就任後「ベストな国のあり方のための憲法をつくりたい」と改憲への意欲を語ったこともあるが、当面、具体化させる考えはないようだ。

首相がなすべきは改憲にエネルギーを注ぐことではあるまい。政権交代を選択した民意を踏まえ、社会の変革に力を尽くしてほしい。

懸念するのは民主党の小沢一郎幹事長が主導する内閣法制局長官の国会答弁禁止だ。今国会で関連法案の成立を目指すという。

内閣法制局は政府の憲法解釈を担ってきた。核心は平和主義と集団的自衛権の問題にある。自民党政権下ではイラクへの自衛隊派遣を「非戦闘地域なら合憲」とするなど、野党から解釈改憲との批判を浴びた。

だが集団的自衛権の行使や国連軍参加には抑制を利かせてきた。

小沢氏は自民党幹事長時代から、国連活動への参加なら武力行使を含んでも合憲だと主張し、違憲とする法制局と衝突してきた。

法律をつくってまで法制局を排除しようとするのは政権に都合が良い解釈で 9 条を骨抜きにする意図ではないか。それには賛成できない。

*** 希望は人びとの声に**

憲法を生かすのは、国民の心構えにかかっている。憲法が保障する自由と権利は「国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」（第 12 条）からだ。

平和にせよ人権にせよ、憲法の精神を日常の暮らしに引き寄せ、具体的な問題として政治や行政に反映させることが大切だろう。

たとえば「九条の会」の運動だ。04年に作家の故井上ひさしさんらの呼び掛けにより、個人の自由な意思で憲法を「守り」「生かす」ことを目的に発足した。

賛同が広がり、北海道の496を含め全国で7,507（4月集計）の「九条の会」が活動している。

友人同士の集まりから、学校や地域、職場、趣味のグループに至るまで、「憲法」を語り合うさまざまな交流が行われている。

国民の中のこうした動きは政治の方向に影響を与えるに違いない。

憲法は生活の身近にある。

人びとが声を上げることで、その精神はいつそう生かされていく。

5月3日付『北海道新聞』－卓上四季＝やっちゃんいけねえ

理が通らない世というのはただけでないが、理屈抜きにうなずいてしまう言葉はある。たとえば、古今亭志ん生のこんなつぶやきだ。「憲法だか法律だか、難しいことア知りませんが、戦争やっちゃんいけねえ」

▼志ん生は東京で空襲に遭い、火に囲まれる中を逃げ回った。その時の回想だ（びんぼう自慢）。こうして爆弾を落とされる身となれば、戦争を望む人などいない。生きる時代が違って、炎の熱さや、煙のにおい、人々の叫びなどを想像すれば、おのずとわかる

▼やっちゃんいけねえ最たるものは、核戦争だろう。核拡散防止条約（NPT）の運用を見直す再検討会議が国連本部で始まる。約190ヵ国が参加する。前の会議で、保有国は核全廃を明確に約束した

▼「核なき世界」に近づける好機だし、核テロの防止も急務だ。広島と長崎の街を逃げた人たちの嘆き、影まで燃え尽きたという炎の熱さ、命を失う無念。この武器が持つ負の力が、保有国リーダーの心に伝わるとよい

▼ただ、軍事大国はすでに、通常兵器で十分に戦える。イラク戦争を見ても、命中精度の高い巡航ミサイルなどが多用された。空爆を受けた市民は、やはり炎と煙の中を逃げまどった

▼核兵器だか通常兵器だか、難しいことア知らないけれど、戦争やっちゃんいけねえ。これが、9

条を軸とした平和憲法の問題だ。併せて、各国の指導者に届けたい。

5月3日付『河北新報』－「社説」＝平和と「核の傘」／希望は現実直視してこそ

貧困と雇用の不安が広がる中で、昨年夏の政権交代は起きた。わたしたち有権者は暮らしの窮状の打開を求めて、内向きの目で選択の手掛かりを考えがちだった。

政治の側もまた、国の安全保障の課題や国際社会の中でこれから目指すべき針路を、外に目を向けるように促しながら十分議論することをしなかった。

半年余りを経て鳩山内閣の言動からあらわになったことの一つは、安全保障政策の立ち位置を固めないまま、外交課題に取り組もうとする連立政権のもろさ、危うさである。

この間、旧政権との際立つ違いは情報公開の取り組み方に示され、日米間の密約が非核三原則にまで及んでいたことが明らかになった。しかし、米国の「核の傘」の下で形づくられてきた戦後の平和戦略をどう位置付け直すかを語ろうとはしない。

米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の移設問題で自ら期限を区切り、切迫した状況を招き寄せたのも、政権発足当初のあいまいさに起因している。

被爆によって終わりを迎えた1945年夏までの戦禍から、戦後社会は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意」（憲法前文）して再出発した。

「核を持たず、つくらず、持ち込ませず」という反核の指針も定着したはずだった。ところが、核を搭載した米艦船が寄港しても伏せておくという暗黙の合意があったことが密約調査で分かり、理念と実態の食い違いがはっきりした。

憲法は9条に「陸海空軍その他の戦力を保持しない」とうたう。この究極の希望と、核の傘の下で米国の核兵器に頼ってきた戦後の平和の内実をもう一度、見つめ直す必要がある。

核の傘は必要か。「必要だ」49%、「必要ない」46%（3月の日本世論調査会調査）。わたしたちの意識は今、二分されている。オバマ米政権が主導する核廃絶の機運に積極的に呼応するためにも、核の傘への依存からどう脱却していくかを模索する作業が欠かせない。

日米安保条約は日本の平和と安全に役立っている（78%）。普天間移設先は県外か国外にすべきだ（59%）。3月の調査に表れた民意はこうだった。

「最低でも県外」と言い続ける鳩山由紀夫首相の思い自体は、民意の振幅の一方に寄り添ってはいる。ただし、政権内の調整もせずに数カ月で実現できる課題では最初からない。

戦後、わたしたちが手放さないできた戦争放棄、武力不保持の希望にしても、日米同盟にかかわる目前の課題にしても、現実を見極めてこそ意味がある。首相の沖縄訪問を控えた政権交代後初の憲法記念日を、そんなことを考えながら迎えた。

5月3日付『中国新聞』－「社説」＝憲法と国民投票 暮らしを通し考えたい

政治や経済を動かす「大きな人間」は、時として戦争をやろうとする。だが、それを実際にやらされるのは「小さな人間」だ一。

先日、作家の沢地久枝さんが広島市での講演で紹介した故小田実さんの言葉である。同じ昭和一けた生まれで、憲法を守る「9条の会」を一緒に立ち上げた。

「大きな人間」たちのつくった国民投票法が18日に施行される。衆議院なら100人以上、参議院では50人以上の議員がそろえば憲法改正案を発議できる。両院それぞれで3分の2以上の賛成を得られれば国民投票にかけられ、過半数の賛否で決まる。

もとより憲法は不磨の大典ではない。改正要件を定めた96条を置いているように、時代に合わせた見直しが必要なこともあろう。

その具体的な手続きを盛り込んでいるのが国民投票法である。ただあいまいな点も目立ち、未完成の感は免れない。

最大の問題が「投票総数の過半数が賛成なら国民の承認とする」としていることだ。最低投票率の定めがないので、投票率が40%にとどまれば全有権者の20%余りの賛成でも改憲が可能になる。

有権者の年齢を「18歳以上」とした点も、合意が得られているとはいえない。一般の選挙や民法の成年年齢である「20歳以上」との整合性を問う声もあるからだ。

さらに、政党などが行う有料の意見広告については期間を除いて規制を設けていない。広告量によって国民の判断が左右されかねない事態も想定されそうだ。

これらは法成立時に「法施行までに必要な検討を加える」と付帯決議された。だがほとんど議論は進まず今日に至っている。日本弁護士会連合会が施行延期を求める会長声明を出したのも、こうした事情を受けてのことだろう。

国民の側も、いま直ちに憲法を改正すべきだという差し迫った事態ではない。ならば、ここは立ち止まって問題点を一つ一つ整理していくべきではないか。

もちろん、それは憲法を考える必要がないということではない。

3年前、国民投票法を成立させたのは戦後体制からの脱却をうたう安倍政権だった。しかし同じ年の参院選では惨敗。争点に掲げようとした改憲論議もいまひとつ深まらなかった。

昨年の政権交代で発足した鳩山政権はどうだろう。護憲の立場の社民党が与党に入り、憲法論議が活発化するムードはない。衆参両院の憲法審査会も休眠状態が続くなど事実上の棚上げだ。

保守色を強める自民党は参院選をにらみ、民主党との違いを鮮明にしようとしている。旗揚げした二つの新党も憲法改正を基本政策に挙げる。この先、憲法論議が浮上する可能性もあろう。

「小さな人間がみんな嫌だと言え、大きな人間は何もできない」と小田さんの言葉は続く。憲法は遠い存在でなく、日々の暮らしの中に生きている。それを変わるかどうかの鍵を握るのは私たちにほかならない。

5月3日付『西日本新聞』－「社説」＝いま続いている「日常」を守る 憲法記念日に考える

憲法を変えるか、変えないか。それを決める投票のルールを定めた法律が、この18日に施行期日を迎えます。

「国民投票法」と呼ばれる、この法律が施行されれば、その日以降、法律上はいつでも国会による憲法改正の発議が可能になるということです。

しかし、一昨年から続く経済危機への対応や、政権交代に伴う政局の混迷などで、政治の場での憲法論議はいまはすっかり下火になりました。

各政党が憲法改正問題で見解を表明し、意見を戦わせた2年前までの動きがウソのようです。草案や試案まで公表した政党もありました。

憲法改正の原案を審議する常任委員会も、3年前の「国民投票法」公布と同時に、法律上は設置されたことになっているのですが、衆参両院とも、まだ委員も決まっていません。

いま政権の中核にいる鳩山由紀夫首相と小沢一郎民主党幹事長は、ともに改憲論者ですが、いまのところ憲法改正を政治の優先課題にする考えはないようです。

つまり、改憲が直ちに政治日程に上る状況にはない。国民投票法の施行で政治的には動ける状況が整ったのに、あえて動かない。憲法はいま、そんな状況のなかに置かれています。

●「変えたら、どうなる」

だからと言って、憲法のありようを「いまは考えなくていい」と言うつもりはありません。63年

も使い続けてきた憲法です。国や国民にとって、都合の悪いところがあれば、改正の是非を論じるのは当然でしょう。

憲法は「国のかたち」と「国民の生き方」を支える「国の綱領」といえるものですが、社会を律する法制の一つです。「不磨の大典」でも、不朽でもありません。

むしろ、政治の場で憲法論議が過熱していないときだからこそ、立ち止まって憲法を考える好機と言えます。

そこで大切なのは、憲法を変えたときに「この国のかたち」と「私たちの暮らし」がどうなっているのかという視点です。

いま一服状態にある憲法論議が動きだしたときのために、その視点を養っておく。それが、改憲論の中身とそれが目指している方向を「見極める力」になるはずです。

× ×

例えば、憲法改正論議の最大の論点でもある「9条」です。

「戦争の放棄」を誓った前段はいじらない方向でほぼ国民合意ができていますが、後段の「戦力の不保持」と「交戦権の否認」に関しては、国民の意見が割れています。

戦力を持たないと言いながら、私たちの国は現実には世界有数の戦力を持ち、他国からの不法な攻撃や極東有事の際には、米国と共同で作戦行動をとることになっています。

実態だけを見ると、確かに現実と矛盾しています。それが、9条改正論の根拠の一つにもなっています。もっともな意見かもしれません。

しかし、ここで考えてみたいのは、憲法から9条がなくなったら、どうなるかということです。

「いま9条によって、どういう恩恵があるか見えにくくても、なくなったらどうなるのかを想像すれば、その性質がはっきりする」

昨年の憲法記念日の社説にも引用したのですが、一昨年亡くなった思想家、加藤周一さんの言葉です。

時の情勢や刻々と動く社会の現実に流されて憲法を変えるのでは、後に取り返しのつかない愚を犯すことになるということなのではないでしょうか。

憲法は、どんな情勢の変化にも耐えられる「普遍的な価値」を示すものでもあるはずです。

憲法を、9条を「変える」にしろ「変えない」にしろ、そのことは肝に銘じておきたいものです。

●井上ひさしさんの遺言

その加藤さんらとともに、平和憲法のために発言し、9条を「遺（のこ）す」ために行動し続けた井上ひさしさんが先月、亡くなりました。

5年前の夏の講演での井上さんの言葉を思い出します。

「平和を守ろう、憲法を守ろうと言うときに、何か言葉が空転するような気がして仕方ありません」

「護憲」や「平和」が使われすぎて言葉としての力が失われてしまったのではないか。そう言うのです。

だから井上さんは、これを「日常」と言い換えて、「憲法を守る、平和を守るというのは、私たちのいま続いている『日常』を守ることだ」と言い直しているというのです。

「言葉の力」を大切にしたい、いかにも井上さんらしい。

「むずかしいことをやさしく／やさしいことをふかく」をモットーに、人形劇の台本から戯曲、小説、エッセーを書いてきた人の、平和憲法への思いが伝わってきます。

「いま続いている日常」を大切にしたい、守っていく。それが平和憲法を生かし、遺すという井上さんの言葉を、憲法記念日にかみしめたい。

憲法を変えるかどうか。それを決めるのは、政治の場ではなく、私たち国民一人一人の投票です。憲法に、そう明記されています。

5月3日付『奥羽日報』－「社説」＝国の在り方考える機会に／憲法記念日

日本国憲法が施行された1947年5月3日。本紙社説は「民主的、平和的、文化的日本の再建の指標たる新憲法」は「根本的には人権の尊重と戦争放棄の二つに要約される」と書き、「この二つの基本課題を今後を生かしていくことがきょうからのわれわれの責務である」と力説している。

「不磨の大典」といわれた明治憲法が一新されたことへの感慨とともに、民主日本建設に向けた決意を表明している。

「空気のようにわれわれのぐるりをとりまくヤミ本位の経済実体、ゼネスト、供米問題、政治の低迷、社会生活の混乱」などの現実の中で「理想的国家の建設にまい進せねばならない」と県民に呼

び掛け、自らをも鼓舞しているのである。

政治に携わる者だけでなく国民一人一人にとって、「絶えず民主主義を実行するという努力と修練が必要である」と訴えるこの社説の持つ意義は、現在も変わらない。

国の基本法である現憲法が施行されてから、きょうで63年を迎えた。

18日には、憲法改正手続きを定めた国民投票法が施行される。節目といえる憲法記念日である。

国民主権、基本的人権の尊重、戦争放棄、地方自治など憲法が掲げる理念は戦後や今日の日本の在り方に大きく寄与してきた。そのことをあらためて考える機会にしなければならない。

2007年5月に成立した国民投票法は、政府や国会が関連法などの整備を進めるために施行が3年後になった経緯がある。だが、現状は、課題が積み残されたままになっている。

憲法改正の対象となり得る問題や国政の重要課題を国民投票の対象とするかどうかについて、議論すら始まっていない。

政党間の思惑の違いがある上に、法制定時の与野党対立も要因となっており、衆参両院の憲法審査会は休眠状態が続いている。

本社加盟の日本世論調査会は3月に、安全保障に関する国民の意識を探る全国世論調査を実施した。

それによると、日米同盟の現状を6割が肯定。戦争放棄と戦力不保持を定めた憲法9条に関しては、「改正する必要はない」が5割を超し、「必要がある」は2割半ばである。

自民党政権下では憲法論議が9条改正問題に力点が置かれた観があったが、国民の多数が9条改正に反対であることは今後も大きく変化しないのではないか。

安全保障や国際貢献は国の根幹にかかわることであり、議論を避けるわけにいかない。

だが、憲法は国の最高法規であり、改正には最大限の慎重さも求められる。憲法論議は論点を十分に整理し、幅広く行うべきだ。

国会が3年間憲法論議を棚上げにしてきたことで、憲法に対する国民の関心が低下しているとすれば、憂慮すべきことである。

先の社説は「民主主義の日本が一朝一夕に築かれるものでないこともわれわれは気づいている」と、強調している。

憲法に活力を吹き込むためには、国民自身が不断の努力を続けなければならないということである。その決意をいま一度、胸に刻む必要がある。

5月3日付『奥羽日報』－「天地人」

時代との巡り合わせが人生を決める。小社刊「命を阻むものはすべて悪 花田ミキという生き方」(松岡裕枝著)の巻末に載った花田さんの年譜を見て、大正生まれの女性の痛ましさとひたむきさを思った。

大正3(1914)年に生まれた。17歳<弘前高等女学校を卒業。満州事変>。23歳<日中戦争始まる。従軍看護婦として召集>。25歳<帰還。翌月再び召集>。27歳<帰還。三度目の召集。太平洋戦争始まる>。20代の大半、戦争と向き合い「殺し合いのおろかさ」とむなしさを骨の髄まで知った。

8人きょうだいの一番上だった。昔の大家族の長女の多くは、しっかり者で頑張り屋だ。逆境にもめげず黙々と働く。自分を犠牲にしても、世のため人のために尽くし、人の幸せを何よりも喜んだ。それを鼻にかけるでもなく、しゃんと背筋を伸ばして生きる。

戦後、県民の命と健康を守る闘いの先頭に立ち、保健と看護の力を高めることに力を尽くした。あふれる使命感と、道を切り開く才覚が相まってのことだろう。命を阻む最大の悪は戦争。その信念を自らのペンで繰り返しつつあった花田さんの最後のメッセージが力強く響く。

「あの戦争で亡くなられた官民315万人のいのちが化身して、日本国憲法をのこしたと私は信じます。戦争をしないために、巻き込まれないために盾として、平和憲法の第九条を守って下さるように心からいのります」。なぜ語り続けたか。答えは明快だ。<明日のために昨日を語る>花田ミキ。

5月2日付『秋田魁新報』－「社説」＝あす憲法記念日 不断に関心持ち、論議を

あす3日は「憲法記念日」。18日には憲法改正手続きを定めた国民投票法が施行される。憲法上の規定にとどまっていた改正手続きが整備されることで、衆参両院の憲法審査会での改正原案の審議や改正への賛否を問う国民投票が法律上可能となる。施行63年を迎え、日本国憲法は大きな節目を迎える。

国民投票法が成立したのは3年前、安倍晋三首相のもとだった。その年に福田康夫首相、さらに翌年には麻生太郎首相と代わり、昨年からは政権交代を経て鳩山由紀夫首相に至っている。国政の変化は実に目まぐるしい。

この3年間に政府や国会が取り組むはずだった関連法整備はまったく進んでいない。特に2008年の世界的金融危機以降は経済の立て直しに追われ、昨年からは政権交代に伴う激動で、国会における憲法論議は棚上げされてきたというのが実情ではないか。

鳩山首相は改憲が持論というが、連立与党の社民党への配慮からか目立った発言はない。民主党は衆院選マニフェスト（政権公約）で「国民と自由闊達（かつたつ）な憲法論議を行う」としていた。しかし、国民と論議どころか党内論議もみられない。

論議が低調な中、法律が施行されたからといって、すぐに国民投票へ向けた動きがあるとは考えにくい。しかし、4月の新党ラッシュでは改憲を旗印にした政党も誕生している。夏の参院選後、キャスティングボートを握り、情勢が一変する可能性も否定できない。

ヤマ場を迎えている米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の移設問題は、日米同盟や集団的自衛権の行使と密接にかかわり、憲法と無関係ではない。しかし、5月末までに移設先を決めなくてはならないという切羽詰まった状況では、議論する余地があるとは思えない。

憲法とのかかわりを含め、より深い議論が必要な問題でありながら、決定時期や移設場所にばかり目が向けられているように見える。本来ならば、こうした国民の関心事を通して憲法論議を積み重ねていくことこそが、憲法に対する理解を深めるチャンスであろう。

議論が深まらないままに今後、改正手続きが進められることがないか警戒する必要がある。「国際協調」「国際貢献」などの美名の下、9条の「平和の希求」「戦争の放棄」といった精神を揺るがそうとする動きがあるかもしれない。

近い将来、国民投票が行われることになった場合、その改正の本質や目的を見極めることができるだろうか。その目を養うため、日ごろから憲法への関心を持ち続けることが大切だ。

憲法は戦争放棄の9条ばかりではない。国民主権、基本的人権、生存権など国民生活の根幹を定めるかけがえのない存在である。あすの記念日を憲法と正面から向き合い、論議する契機としたい。

5月3日付『岩手日報』－「論説」＝憲法記念日 理念生かす政治実現を

日本国憲法は施行63年の記念日を迎えた。

今年は憲法にとって転機の年と言えるかもしれない。改正の手続きを定めた国民投票法が今月18日に施行される。

現時点では投票権者の年齢問題など、不明確な部分が多いが、具体的な改正手続きが定められた意味は軽くない。

国際貢献のあり方など、これまで時の政府の憲法解釈がまかり通ってきた部分に国民の意思が反映される道が開かれるからだ。

1990年の湾岸危機を契機に、日本も国際貢献を求められる時代になり、前政権下ではペルシャ湾の機雷除去のため海上自衛隊の掃海艇を派遣した91年以来、自衛隊の活動は拡大の一途をたどった。

さらに2001年9月に米中樞同時テロが起きた。当時の小泉政権が対米支援のために成立させたテロ対策特別措置法やイラク復興支援特別措置法は国会での論戦も十分とは言い難かった。一昨年には名古屋高裁が、イラクでの空輸活動について憲法違反の判断を示している。

今年は日米安全保障条約改定50年に当たり、鳩山由紀夫首相は「日米同盟を21世紀にふさわしい形で深化させたい」としているが、「深化」の形はいまだ明らかではない。

政府・与党で提出が検討されている国会法改正案は、内閣法制局長官の国会答弁を禁止する内容。憲法9条の解釈を変えて、自衛隊が集団的安全保障措置に加わるようにする意図があるのでは、という懸念も指摘されている。

集団的自衛権行使は憲法解釈で禁じられているが、自民政権下では解釈を見直そうとする動きもあった。時の政権が解釈の変更だけで集団的自衛権行使に道を開くような行為は、まさに民主主義の否定につながる。

国民投票などを通じて国民の意思を問う必要がある。

一方で、現実の暮らしの中で憲法が本当に生かされているのか問わなければならない場面は増えている。

長引く景気低迷に伴う「生存権」もその一つ。25条は「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めている。

厳しい雇用情勢と長引く景気の低迷で生活保護受給世帯は増加の一途をたどっているが、厚生労働省の07年推計では生活保護の基準を下回る低所得の家庭は、全世帯の4.8%に当たる229万世帯にも上っている。

母子世帯の3割、単身高齢者の1割は生活保護で保証された地域ごとの最低生活費を下回る厳しい状況に置かれている。

経済状況とも密接な関係がある自殺者は昨年も3万2,753人を数え、12年連続で3万人を超えた。

憲法25条の精神は、大きく揺らいでいると思わざるを得ない。

法律は国民が守るべきルールだが、憲法は国が守らなければならない規範だ。国民の暮らしと生命を守るために政治は何をすべきか。原点に立ち返った不断の努力を求めたい。

5月3日付『茨城新聞』－「社説」＝憲法記念日 憂慮すべき関心の低下

日本国憲法は施行から63年を迎えた。18日には憲法改正手続きを定めた国民投票法が施行される。県内で、そして全国各地で憲法を考える集いなどが開かれる3日は節目の憲法記念日であり、憲法が掲げる理念と戦後の日本社会の発展に果たしてきた役割を真剣に考える機会にしたい。

今、政界の動向に目を向けると、政権交代騒ぎで各党は政争に気を取られ、憲法論議は棚上げされたままだ。衆参両院の憲法審査会も休眠状態が続いている。

憲法への関心低下は憂えるべき事態だ。政党の思惑にかかわらず憲法を深化する営みを不断に続けなければならない。

自民党政権下では憲法論議が9条などの改正問題に特化した観があった。国際貢献、安全保障は国家の根幹にかかわり国民的な議論を続ける必要がある。

同時に忘れてならないのは、最高法規である憲法の改正には最大限の慎重さが求められる点だ。改正論にとらわれず、憲法論議は幅広く行われるべきだ。

実際、昨年来、憲法をめぐる問題が数多く噴出している。議論の停滞は許されない。たとえば昨年12月の天皇陛下と中国の習近平国家副主席との特例会見をめぐる、政権による政治利用との批判がわき起こった。

天皇の国事行為は憲法に定める事項に限定され、それも「内閣の助言と承認を必要」としている。問題となった特例会見は国事行為には至らない公的行為とされる。いわばグレーゾーンであり、政治的な意図が入り込む余地がある。天皇と政治の距離の取り方があらためて問われる。政府は政治利用を避けるための統一的なルール作りは「現実的ではない」との見解を出し沈静化を図った。一過性とせず論議を深めるべきだった。

民主党政権が打ち出した政治主導にからみ、国会と内閣の関係も注視しなければならない。象徴的な事例は内閣法制局長官を国会答弁から排除する国会法改正案だ。

法制局は法の番人といわれる。イラクへの自衛隊派遣など政権の意向に沿った拡大解釈をしてきたとの批判がある一方、憲法解釈に一定の枠をはめてきたのも事実。国会答弁排除は解釈の自由化を意味するわけではない。ただ政治主導になった場合、解釈変更に歯止めがかかりにくくなるのか。

政権交代に伴いさまざまな変化、混乱が生じている。国会法改正は一例にすぎない。この機会に適切で効率的な政治を実現するため、望ましい統治の姿を模索するのは、憲法の求めるところだ。

グローバル化が進む中で浮上してきた憲法関連の課題も多い。女性に差別的な民法の改正をはじめ国際人権との整合性を確保するため法整備が迫られている。永住外国人の地方参政権付与の是非

も、国際社会における日本の在り方という視座まで広げて考えるべきだろう。憲法の基本原理である基本的人権の尊重について国際的視野から考察することで、新たな肉付けを行い、中身を豊かにすることが期待される。

憲法は、人権にしる統治機構にしる時代風潮に流され短慮で変更するのは国民の利益にならないとの思想に立っている。

一方、憲法は生きものでもある。変化に応じて新たな活力を吹き込まなければ衰える。憲法を自分たちのものに育てられるか否かは、国民の努力にかかっている。

5月3日付『神奈川新聞』－「社説」＝憲法記念日 「人権先進国」を目指せ

強まる閉塞（へいそく）感、危機感の中で63回目の憲法記念日を迎えた。日本は高齢化、人口減が本格化する一方、経済は低迷し、国の借金は世界でも類のない規模に拡大した。政治は混迷の度を増している。衰亡といった言葉が現実味を帯びている。日本が再び活力ある社会を築くため、あらためて憲法の理念を再確認し実現する努力を払いたい。

国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、そして地方自治など、憲法の理念は今も日本の針路を明確に示している。しかし残念ながら、その理想と現実には少なからぬ距離が存在する。憲法の基盤である基本的人権でも危機が見て取れる。

憲法は、表現の自由などの自由権のほかに「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（生存権、25条）などと社会権も規定した。しかし、表現の自由では反戦ビラを配っただけで逮捕されるという事件も起きた。そして生存権では、今回の経済危機によって「貧困」の実態が表面化した。「一度転んだらどん底まですべり落ちていってしまう『すべり台社会』」（湯浅誠氏）が日本の現状である。

医療や介護、年金、失業対策など社会保障全般の立て直しが叫ばれてきたが、政治の動きは遅々としている。応分の負担について国民に理解を求め、早急に改革を遂行すべきだ。

人権が守られ、弱者がしっかり支えられる社会こそが憲法の要請であり、国民の願いだ。

また外国人の人権保障も日本の将来を占う重要な要素だ。永住外国人への地方選挙権付与問題を契機に排外主義的な言動が増したのは気掛かりだ。

日本が激動する世界で生き抜くには、グローバル化に対応した多様性ある社会を築く必要がある。外国人労働者の受け入れもこれまで以上に求められよう。日本社会は外国人との共生に努力する必要がある。台頭する中国の人権状況を考えれば、日本は「人権先進国」となることで、アジアでのリーダーシップを発揮できるはずだ。

今月 18 日には、憲法改正手続きを定めた国民投票法が施行される。憲法改正で国のかたちを大きく変えようという主張も与野党双方から聞かれる。しかし、国民の間に改正の機運は高まっていない。現在の憲法の下で、なすべきことをせよというのが国民の意思であろう。

5月3日付『新潟日報』－「社説」＝揺るがぬ土台を次代へ ～憲法記念日に考える

日本国憲法は 1947 年の 5 月 3 日に施行された。敗戦から 2 年、300 万人を超える犠牲を払い、焦土を苗床に産声を上げた。

恒久の平和を誓い、安全と生存を決意し、国民主権を宣言する。前文がうたう理念のベースには、産みの苦しみと戦争への猛省がある。軽々には扱えない戦後民主主義の原点である。

63 年の時を経ても、貫く思想は古びていない。というより、いまだに政治や社会が憲法の理念と向き合っていないというのが実相だろう。

「(連合軍による)押し付け憲法」かどうかをめぐる論争のにぎやかさに比べ、中身を問う議論は低調だ。戦後の復興を支える土台となった憲法の価値観をあらためて問い直したい。

◆「たが」を緩ませるな

憲法は国民を統治するためのものではない。統治者、つまり国家や政府が、好き勝手に権力を振るうことのないようはめられた「たが」なのである。

条文に並ぶ国民の権利は、国家が守らねばならない義務の列挙といえる。国は、個々の法律を作り、憲法が示す理念を実現させるという責務を負うのである。

私たちは、この「たが」の在り方を注意深く見守らねばならない。権力は常に統治のしやすさを求めるからだ。

自民政権下の 2007 年 5 月、改憲を政治課題に掲げる安倍晋三首相の主導で、改正手続きを定める国民投票法が成立し、改憲論議の舞台として衆参両院に憲法審査会が設置された。

今月 18 日、その法律が施行される。初めて現実的なテーマとして憲法改正問題と向き合うことになる。

審査会は 07 年参院選での自民党惨敗、09 年衆院選による民主党政権誕生で、休眠状態が続く。だが、いつか論議は動き出すだろう。

もちろん、社会情勢の変化などに伴い、憲法の見直しが必要となるケースもあろう。ただ、そのためには、どこがどのように不都合なのかについて徹底的な検証が求められる。ここでも憲法と真

正面から向き合う必要がある。

◆25条の理念はどこに

日本は、近代憲法を備えた立憲国家として、戦後復興、高度経済成長を遂げ、先進国の一員となった。だが「一億総中流」は今は昔だ。バブル経済や行き過ぎた新自由主義が招いた世界不況などで、貧富の「格差」は広がり、憲法が目指す平和で安全で幸福な国は遠のきつつある。

未曾有（みぞう）の不況の中、09年の完全失業率は5.1%と、6年ぶりに5%台を記録し、雇用が上向く兆しが見えない。終身雇用など日本特有の労働環境は崩壊し、多くの非正規社員が「派遣切り」に遭い、住まいまで失っている。

職に就けない新卒者ら次代の担い手たちは社会の入り口でつまずき、もがいている。

高齢者らには、医療費や介護保険料などの負担がのしかかる。介護殺人や餓死者まで出ている。格差が暮らしに暗い影を落とす。

追い詰められ自ら命を絶った人は09年まで12年連続で3万人を超えた。社会との戦いに敗れた戦死者ともいえる。戦争はなくても、貧困などで多くの人が死んでいく。そんな国が平和といえるのだろうか。

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」。憲法25条がうたう生存権である。今こそ、この条文に目を向けるべきだ。

鳩山由紀夫首相は「時計の針を戻してはいけない」と強調する。しかし、「政治とカネ」問題に足をすくわれ、効果的な一手を打てないままだ。重苦しい閉塞（へいそく）感に「チェンジ」を期待した国民の失望は深い。

◆玉は磨いて光らせよ

国の足元が揺らぐ中、憲法もまた揺らいでいる。特に戦争放棄を定めた9条の形骸（けいがい）化は見過ごせない。

1991年、湾岸戦争後の機雷除去のため海上自衛隊の掃海艇をペルシャ湾に派遣して以来、自衛隊は海外活動を拡大してきた。

イラク復興支援特別措置法では事実上の戦地派遣を行い、ソマリア沖などでの海賊対処法では武器使用の一部容認へと歩を進めた。

鳩山政権は海外派遣に歯止めをかけたものの、米軍普天間飛行場移設問題をめぐるドタバタぶりからは、新しい安全保障観は見えてこない。戦争は遠い地の出来事ではない。沖縄の海兵隊はイラ

クなどの戦地に出撃していることを忘れてはならない。

9条は、先の大戦で傷つけたアジアの国々に対する永遠の謝罪と約束の証しでもある。私たち国民も約束の履行に対して責任を負う。

安らかに天寿を全うし、子や孫の幸せを祈る気持ちに「格差」はない。平和への願いも、また同様であろう。

日本国憲法は、世界に誇る珠玉だ。だが玉は磨かねば光らない。誰もが幸福だと実感できる社会を追求することこそが、その作業といえる。そして誇りを持って次代に手渡したい。

語られない憲法は不幸である。そのことを肝に銘じたい。

5月3日付『信濃毎日新聞』－「社説」＝憲法記念日 使いこなして強めたい

63回目の憲法記念日がめぐってきた。今年は憲法にとって節目の年である。

改正手続きを定めた国民投票法が18日に施行される。衆参それぞれ3分の2以上の賛成により、改憲案を国民に問うことができるようになる。国民投票で過半数が賛成すれば憲法は変わる。

現実の問題としては、改正に向けたプロセスがますます動き出すとは考えにくい。投票法以外の仕組みが整っていないからだ。

投票法は18歳以上の国民に投票権を与えているが、民法、公職選挙法をはじめ、前提となる関連法の見直しが手付かずだ。今のまま何もしないと、実際に投票できるのは20歳以上になる。

▽最低投票率の規定がなくて大丈夫か

▽国会の発議から投票までの期間が「60日から180日以内」では短すぎないかー

といった疑問も積み残されたままだ。

法案が可決されたのは2007年5月だった。以後3年間、関連法の整備は進んでいない。参院で採択された18項目の付帯決議も、ほったらかしになっている。

<投票法施行が迫る>

与野党の怠慢、との見方もできないではない。しかしこうなっただけの原因は、法の決め方そのものの無理にある。

そのとき政権の座にあった自民党の安倍晋三首相は「戦後レジーム（体制）からの脱却」を掲げ、イデオロギー偏重の改憲路線を突き進んだ。最後は野党の反対を押し切って採決している。

そうした強引なやり方は、国民が政治に求めるものとは懸け離れていた。実際、安倍氏が首相の座を去ると改憲機運は急速にしぼんでいる。後を継いだ福田康夫氏も改憲には冷淡だった。

憲法の見直しは本来、国民の広い支持と与野党の協力がなければ進まない。首相が無理押ししても国民は付いていかない。

投票法の歩みからくみ取る教訓の一つは、このことだ。日本弁護士連合会も主張するとおり、投票法は本来なら施行を延期し、論議を一からやり直すべきなのだ。

<三原則の重み>

この1年の間にも、憲法にかかわる重要な出来事が続いた。普天間飛行場の移設問題は、戦争放棄の憲法を持つ日本が米軍の世界戦略にしっかり組み込まれていることを印象づけた。

沖縄返還にかかわる密約は、主権者である国民の「知る権利」が軽視されてきた実情を浮き彫りにした。スタートした裁判員制度は、司法における国民主権の在り方を考えさせる。

そして何より、昨年夏の総選挙による政権交代である。有権者が投じた一票が、戦後長く続いた自民党政権を終わらせた。

「主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とうたう前文の意味をかみしめた人も多いことだろう。

この1年の出来事はどれも、憲法の三原則「平和主義、国民主権、基本的人権の尊重」の意味の重みとともに、その原則が黙っていては空洞化する心配があることをあらためて教えている。

憲法について私たちがいま考えなければならないのは、憲法を変えることではないだろう。憲法の理念が揺さぶられてきた現実を踏まえつつ、今の憲法が備えている懐の深さ、幅の広さを現実社会でどう生かすか、追求することではないか。言い換えれば、とことん使いこなすことを通じて憲法を強化することである。

日本はいま政治権力の闘争のさなかにある。民主党政権が安定するか、自民党が復権を果たすか、それとも第3の政党が力を伸ばすのか、先を見通すのは難しい。政治家、政党の関心は必ずしも憲法には向いていない。国会で与野党が正面から憲法を論じ合う場も設定されていない。

ただし私たちは、憲法をめぐる政治の動きには常に目を配っていなければならない。安倍政権下で国民投票法が制定され、教育基本法が変えられたように、政治がその気になれば国民多数の意向から離れたところで重要な変更を加えるのは可能だからだ。

国民投票法の施行により、憲法改正の舞台は曲がりなりにも整う。掘っ立て小屋のような欠陥舞台ではあるが、政治家はやろうと思えば、改憲案を国民に問うことができるようになる。

<政治の動きに注意を>

憲法改正を目指すのかどうか、民主党にはあいまいな面が残る。鳩山由紀夫首相は野党時代「自衛軍の保持」を明記した独自の「新憲法案」をまとめたことがある。小沢一郎幹事長が唱えた「普通の国」論には、9条改正へ向かうベクトルが潜んでいる。

自民党はもともと、自主憲法の制定を基本政策に掲げる党だ。新党の中にも「自主憲法制定」を綱領に掲げる党がある。

一部の政治家の執念で憲法をめぐる状況が動くことは、国民投票法の制定で証明されている。惑わされないためにも、憲法が持つ意味を常に確認し続けたい。

5月3日付『岐阜新聞』－「社説」＝憲法記念日 理念と役割考える機会に

日本国憲法は施行から63年を迎えた。18日には憲法改正手続きを定めた国民投票法が施行される。節目の憲法記念日であり、憲法が掲げる理念と戦後の日本社会の発展に果たしてきた役割を真剣に考える機会にしたい。

政界の動向に目を向けると、政権交代騒ぎで各党は政争に気を取られ、憲法論議は棚上げされたままだ。衆参両院の憲法審査会も休眠状態が続いている。

憲法への関心低下はまさに憂えるべき事態だ。政党の思惑にかかわらず憲法を深化する営みを不断に続けなければならない。

自民政権下では憲法論議が9条などの改正問題に特化した観があった。国際貢献、安全保障は国家の根幹にかかわり国民的な議論を続ける必要がある。

同時に忘れてならないのは、最高法規である憲法の改正には最大限の慎重さが求められる点だ。改正論にとらわれず、憲法論議は幅広く行われるべきだ。

実際、昨年来、憲法をめぐる問題が数多く噴出している。議論の停滞は許されない。たとえば昨年12月の天皇陛下と中国の習近平国家副主席との特例会見をめぐる、政権による政治利用との批判がわき起こった。

天皇の国事行為は憲法に定める事項に限定され、それも「内閣の助言と承認を必要」としている。問題となった特例会見は国事行為には至らない公的行為とされる。

いわばグレーゾーンであり、政治的な意図が入り込む余地がある。天皇と政治の距離の取り方があらためて問われる。政府は政治利用を避けるための統一的なルール作りは「現実的ではない」との見解を出し沈静化を図った。一過性とせず論議を深めるべきだった。

民主党政権が打ち出した政治主導にからみ、国会と内閣の関係も注視しなければならない。象徴的な事例は、内閣法制局長官を国会答弁から排除する国会法改正案だ。

法制局は法の番人といわれる。イラクへの自衛隊派遣など政権の意向に沿った拡大解釈をしてきたとの批判がある一方で、憲法解釈に一定の枠をはめてきたのも事実だ。

国会答弁排除は解釈の自由化を意味するわけではない。ただ政治主導になった場合、解釈変更に歯止めがかかりにくくならないのか。

政権交代に伴いさまざまな変化、混乱が生じている。国会法改正は一例にすぎない。この機会に適切で効率的な政治を実現するため、望ましい統治の姿を模索するのは、憲法の求めるところだ。

グローバル化が進む中で浮上してきた憲法関連の課題も多い。女性に差別的な民法の改正をはじめ国際人権との整合性を確保するため法整備が迫られている。永住外国人の地方参政権付与の是非も、国際社会における日本の在り方という視座まで広げて考えるべきだろう。

憲法の基本原理である基本的人権の尊重について国際的視野から考察することで、新たな肉付けを行い、中身を豊かにすることが期待される。

憲法は、人権にしろ統治機構にしろ時代風潮に流され短慮で変更するのは国民の利益にならないとの思想に立っている。一方、憲法は生きものでもある。変化に応じて新たな活力を吹き込まなければ衰える。憲法を自分たちのものに育てられるか否かは、国民の努力にかかっている。

5月3日付『福井新聞』－「社説」＝憲法記念日 これは国を縛る規範だ

政権交代後初の憲法記念日である。今年18日には憲法改正手続きを定めた国民投票法が施行される。63年間にわたり、部分的な修正さえ加えられてこなかった憲法は一つの転機を迎えたといえる。護憲、改憲を問わず、憲法の意義や政権とのかかわりを問い直すときである。

最高法規である憲法は、ほかの法律とは根本的に違う性格を持つ。そのことをあらためて認識しておきたい。それは、統治者に向けて定められた規範だという性格である。他の法律が国民が守るべき規範なのに対し、憲法は主権者である国民の権利を保障するために、国の権力行使を制限するものである。

ところが、その定義に反する事例が続いた。最近では、昨年末から4月にかけて違憲判決が相次

いだ「1票の格差問題」。昨年8月の衆院選について大阪、広島など4高裁が2倍を超える格差を違憲としたうえ、これまでの国会や政府の不作為を厳しく指摘した。

デフレ不況下でさらに深刻化しているとされる貧困問題も、一種の“違憲状態”である。若年層を中心に、解雇された途端に食住にも窮する事態などはまさに「生存権」の問題だが、政府の対応は鈍かった。

9条に関して、航空自衛隊によるイラクへの空輸活動の違憲判断がある。2008年5月に名古屋高裁の判決が確定したが、当時の政府首脳らは判決を軽視するような発言を繰り返し、空輸が継続された例がある。

これらを受け、中には“無憲状態”だと突き放す意見もある（4月29日付本紙「評論」）。その批判はマスメディアや国民にも向けられ「今、この国にあるのは『考えたくない民意』と手厳しい。

こうした風潮の中で政権の座に就いた鳩山由紀夫首相は、「改憲」が持論だ。05年に発表した新憲法試案では、「自衛軍」の保持を明記した9条への改正や、立法権など強い権限を市に与える「地域主権」を大きな柱としている。9条の解釈変更による憲法の空洞化に歯止めを掛けることを目指し、改憲を志向する主要閣僚も多い。

だが、現時点で鳩山内閣も民主党もなぜか、改憲論議ばかりか現憲法を見つめ直すための論議にさえ消極的だ。

貧困問題に深く関係する労働者派遣法改正案が現在、国会で審議されており、「国民主権」にかかわる地域主権改革関連3法も会期中には成立する見通しとなっている。憲法改正より、まず立法でできることを徹底する方針なのだという。

筋論ではあろうが、幅広い憲法論議まで封印したかのような姿勢には違和感がある。政権交代で国民は、端的に言えば信頼できる内閣を求めた。その願いに応えるため現憲法に不足や不備があるとするなら、それらを率直に示し国民的論議を求めるのが政府、責任政党のあるべき姿勢ではないか。

一方、自民党は改憲原案を国会に提出する構え。だが、議員の関心は薄いのが現実という。両党議員の念頭にあるのが参院選や政権奪還だとすれば、憲法論議は生煮えになりかねない。それは国民の不幸である。

記念日のきょう、県内でもパネル討論などが行われる。憲法改正が現実的になる国民投票法の施行を目前に控え、国民のためにある憲法への理解をわれわれも一層、深めたい。

5月3日付『京都新聞』－「社説」＝憲法記念日 外国人の人権に目を向けて

職を失った日系ブラジル人の再就職を助けている多文化共生支援センター（草津市）の喜久川修事務局長は、ハローワークを通じて仕事が見つかったためしがない、とため息をつく。

カタカナの名前を聞いてダメ、漢字を読み書きできないと作業に支障が出る、と体よく断られる。景気が良かった時は問題にされなかったのに、と悔しがる。

「外国人であろうと、人間である限り人権がありますよ」

生活保護の申請に付き添って役所窓口に行くと、担当者に嫌な顔をされるように感じた。申請を受け付けてはくれるが、その前に国の帰国支援金制度を持ち出される。本人 30 万円、家族 20 万円。喜久川さんは「勝手な手切れ金や」と腹が立ったという。

一昨年秋のリーマンショックで、滋賀県内の工場で非正規などで働く南米出身の日系人が真っ先に解雇された。県国際協会の昨年 6 月調査によると、日系人の失業は 42.8%に上った。県内の外国人登録者約 3 万 2 千人のうち約 1 万 4 千人がブラジル人だったが、2 割の約 3 千人が帰国した。

喜久川さんが心配するのは、滋賀に残った日系ブラジル人の子どもたちの教育だ。親の経済苦や解雇に伴う転居でブラジル学校に通えなくなった。その多くが公立学校に行かず、家の中で過ごしているのではないか、という。

日本国憲法は第 26 条第 1 項で「ひとしく教育を受ける権利を有する」とうたっている。しかし、はじめに「すべて国民は」とある。外国人の子どもには及ばない権利なのだろうか。

きょう憲法記念日に同じ地域に住む、隣人である外国人たちの人権について考えてみたい。

もっと普遍的なもの

外国人の人権について、憲法は直接的に規定していない。

学説では、外国人の人権を憲法は保障しているかをめぐり、否定説・準用説・肯定説に分かれ、肯定説の中の「性質説」が通説とされる。

日本国民と同様の人権が保障されるわけではないが、国の政治的利害にかかわらない範囲なら、憲法の基本的人権を受けることは妨げられない、という主張が有力という。

たとえば参政権について国政選挙の選挙権は認められないが、地方選挙は永住者や定住者が投票できる選挙権を憲法は禁止していない（1995 年最高裁判決）。

憲法の「国民主権」という言葉から、一般に外国人には基本的人権はまったく認められていないという誤解がないだろうか。

滋賀で外国人の労働問題を手がけている土井裕明弁護士は「憲法の下に人権があるのではなくて、

もっと普遍的なもの」と話す。ブラジル人の子どもが教育を受けないまま 20 歳になり、希望する仕事に就けるだろうか。日本国憲法の規定がどうであろうと、子どもの人権がないがしろにされてよいはずがない。

国際化が扉を開ける

経済のグローバル化は多くの人の移動を促す。

日本の外国人登録者は 2008 年末で約 221 万 7 千人に上り、その前から約 70 万人も増えている。1990 年代に少子化社会に突入、迫る人口減と労働力不足が問題となり、経済界の要望もあって日系人らを特別に受け入れた。

滋賀も含め工場のある地方都市に外国人が多く住むようになり、「多文化共生」がまちづくりの課題になっている。一方で外国人排斥の空気が一部で出ているのが、非常に気がかりだ。

外国人の人権を守る法制度の遅れが指摘されてもいる。そうした中で 08 年 6 月の最高裁判決は画期的だった。未婚の日本人の父とフィリピン人の母から生まれた子に国籍を与えない国籍法の規定を、「法の下での平等を定めた憲法に反する」とした。

判決を受け国は国籍法を改正した。こうした流れの背景に国際結婚の増加や子どもの権利条約批准など国際化の波があるのを見ておく必要がある。

弁護士の東澤靖明治学院大法科大学院教授は「国際人権という違う見方を示すことで憲法解釈が豊かになる」と指摘する。

「共生社会」をめざし

草津の多文化共生支援センターで出会ったブラジル人、トジ・マルコスさん (41) は「未来の話、私の息子は日本人ですか」と質問してきた。

日系ブラジル人の妻との間に日本で生まれ、いま小学 1 年生。マルコスさんは「息子は日本人」と言い張るが、国籍はブラジルだ。

日本の国籍法は血統主義、ブラジルは米国などと同様に出生地主義だ。国際化が進む中で、日本でも国民の再定義が必要になるのだろうか。

解雇された日系ブラジル人たちが助け合いを求めて、地域に溶け込もうとしているのを、喜久川さんは感じ始めている。行政の支援策も動くようになったという。「これからがまさに共生社会」と前向きだ。

外国人の人権保障の法制化へ動きが鈍い政府や国会に代わって、民間支援団体から基本法や政策

の提言も出てきている。

多数者の声に依（よ）らずとも、少数者の人権を守るのが憲法であるはずだ。その憲法の精神に命を吹き込むのは、法律家だけでなく、市民の人権意識ではないだろうか。

5月3日付『神戸新聞』－「社説」＝憲法記念日／理念をもっと深くより豊かに

63回目の憲法記念日を迎えた。改正論議はすっかり影を潜めたが、改正への手続きを定めた国民投票法は18日に施行される。憲法を改正するための法的な道筋がこれで整うことになる。

だがその前にいま一度、わたしたちの憲法を見つめ直したい。身近なところで民主主義の根幹にかかわる出来事が絶えないからだ。憲法の理念が置き去りにされていないか。あらためて考えたい。



国民投票法が成立した3年前を思い返そう。衆院3分の2の与党勢力を背景に、当時の安倍政権が自主憲法制定に向けた改正論議に火をつけ、法案を衆院で強行採決。改憲へ大きく踏みだした。

これまで一度も行われなかった憲法改正の是非について、96条に基づき、国民が最終的な意思決定をするための手順を定めた法律である。

実際、憲法を改正するには、衆参両院で3分の2以上の賛成と国民投票での過半数の賛成が必要で容易ではない。それでも手続き上は道が開かれたことになる。

ところが、その後の衆参ねじれ国会で改正原案を審議する両院の憲法審査会は休眠状態に陥る。昨年の政権交代以降は改正論議も途絶えてしまった。

それどころか、施行までに行う必要があるとして付帯決議された18歳への成人年齢引き下げや最低投票率といった法改正は、全く手つかずの状況にある。施行されても中身が不完全な法律なのである。

改正を急ぐことなく、もっと論議を深める方が重要ではないか。憲法がどれだけ暮らしの中に根づき、個人の権利に反映されているか。そう考えさせるような出来事が暮らしの周りで起きている。

外国人地方参政権、障害者自立支援法、1票の格差、沖縄密約、公務員のビラ配布など、今年に入ってからでも憲法にかかわる事案が絶えない。

■立ち遅れる人権

その一つ、障害者らが全国各地で国を訴えた自立支援法をめぐる訴訟をみたい。

障害者自立支援法は、地域での自立と就労支援を目的に 2006 年に施行された。身体、知的、精神と障害ごとに分かれる障害福祉サービスを一元化し、利用者の負担を原則 1 割とする制度である。

この制度を、原告団は生きるために不可欠な支援を「利益」とみなし、「障害」を自己責任とする仕組みと位置づけ、「生存権を保障した憲法に反する」と訴えた。

14 地裁で争われた訴訟はすべて和解が成立した。訴え通り、合意文書には「国は憲法 13 条、14 条、25 条などの理念に基づき、違憲訴訟を提訴した原告らの思いに共感し、真摯（しんし）に受け止める」とある。

支援法は、憲法が保障する個人の尊厳と法の下での平等、生存権に触れると判断されたのである。

ここから見えるのは、人権を等しく尊重する姿勢に欠ける国の現状だ。憲法は多くの条文を割き、さまざまな人権保障を認めている。その重みを忘れてはならない。

もう一つ、3 月に東京高裁が下した判決がある。政党機関紙を配ったとして国家公務員法違反（政治的行為）の罪に問われ、一審で有罪が言い渡された事件である。

高裁判決は、被告の行為は職務とは関係のない単発的なものとし「罰則の適用は国家公務員の政治活動の自由への限度を超え、表現の自由などを保障した憲法に違反する」とした。公務員の政治的活動については「さまざまな視点の下に刑事罰の対象とするかどうかや、その範囲などは再検討する時代がきている」と付言もした。

これに対し、沖縄密約をめぐる訴訟や自衛隊イラク派遣反対のビラ投函（とうかん）事件では、別の罪で被告の有罪が確定し、「知る権利」や「表現の自由」は範囲を超えているとして公共の福祉の名の下に制限された。

民主主義の根幹である普遍的な個人の権利が日本ではまだ十分に根づいていない。そんな視点で、国際人権機関が、表現の自由の制限見直し、国際機関に申し立てできる個人通報制度の導入などの勧告や指摘をしてくる。国際基準からすれば、日本の人権保障が立ち遅れていると映るようだ。

グローバル社会の中、こうした国際基準に目を向けることも大切だ。日本は 06 年に設置された国連人権理事会の理事国でもあり、自国の人権問題をおろそかにはできない。国際社会に通用する人権感覚をもっと研ぎ澄ましたい。

■改正論議の前に

憲法は、国民主権、基本的人権、戦争放棄など国民に大切な理念や仕組みを、政府と国会に守らせるルールである。

夏の参院選の結果次第で改正論議が復活することも予想されるが、主権者である国民の意思が最終決定であることを再認識したい。これからの時代に欠かせない地方分権も、住民が主体だ。この大前提をしっかりと守っていかねばならない。

憲法改正を論じる前に、民主主義の「ほころび」を縫い直してみる。そうすることで、憲法の理念をより深く、もっと豊かに社会に定着させていきたい。

5月3日付『山陽新聞』－「社説」＝憲法記念日 国民投票法が動き出す

きょう3日、日本国憲法は施行から63年を迎えた。

戦後日本の羅針盤の役目を果たしてきた憲法がかつてない大きな転換点に立とうとしている。改正の手続きを定めた国民投票法が18日に施行されるからだ。

憲法改正には衆参両院でそれぞれ総議員の3分の2以上の賛成による発議、国民投票による承認という二重の歯止めがかけられている。通常の法改正が多数決によるのと比べ相当に高いハードルである。国の根幹を担う最高法規の重さといえる。

国民投票法は2007年、民主党など当時の野党が反対する中で、与党の自民、公明両党による強行採決で成立した。施行により、初めて具体的な憲法改正案の国会発議が可能になる。

憲法を変えるのか、変えないのか。国民一人一人が真剣に向き合わなければならない時代に入ったといえる。

参院選後に加速か

国民投票法の成立を受け、憲法改正原案などを審議する憲法審査会が07年に衆参両院に設置されたが、休眠状態にある。参院では運営手続きを定める規程も制定されていない。国民投票法が付則で求めている選挙権年齢の18歳への引き下げも先送りされており、課題を積み残したままでの施行である。

昨年の政権交代後、民主党は連立政権を組む社民党への配慮などから、改憲論議には抑制的な姿勢をとっている。ただ、鳩山由紀夫首相は改憲が持論であり、主要閣僚には改憲推進派が多い。党自体も05年、改憲要綱「憲法提言」を発表している。

一方、憲法改正を党是とする自民党は05年に「新憲法草案」を発表。国民投票法の施行を踏まえ、保守色を強める修正を加えた改正原案の国会提出を検討している。

現時点では国会の憲法論議は活発とは言えない。だが夏の参院選の結果次第では連立組み替えなどが起き、改憲論議が一気に加速する可能性もある。

焦点は9条

改憲論議で常に焦点となってきたのは9条である。

自衛隊の存在そのものをめぐる議論に始まり、日米安保の観点から憲法との整合性が問題になるたび、歴代の政権は9条の拡大解釈でしのいできた。

とりわけ01年の米中核同時テロ以降、9条の“空洞化”が際立った。対テロ戦争に突入したブッシュ米政権を小泉政権は支持しイラク復興支援特別措置法で自衛隊を初めて戦時下の海外へ派遣した。

イラク派遣に関連して名古屋高裁は08年、違憲判決を出した。憲法が掲げる理想と現実の乖離(かいら)は、限界まできているといえるだろう。

今年は日米安全保障条約の改定から50年の節目であり、日米同盟の深化が問われている。日米安保の現実に即して9条を改めるとというのが改憲派の論の中心にある。しかし、逆の選択肢もあるのではないか。国際紛争を武力によって解決しないという9条の理念を日米安保に生かしていく道である。

世界情勢も変わりつつある。イラク戦争の失敗は武力による紛争解決の限界を示した。オバマ米政権は核廃絶へと大きく踏みだしている。唯一の被爆国で、平和憲法を掲げる日本が世界に果たすべき役割は何か。今こそ考えたい。

国民が最終判断

そもそも憲法は、主権者である国民が公権力の暴走を防ぐための規制を盛り込んだものだ。99条の憲法擁護義務の対象者には国会議員、公務員らが記されているが、国民は含まれていない。一般の法律とは全く性格が違うことを確認しておきたい。

改憲論の中には環境権や知る権利、プライバシー権など新しい権利を盛り込むべきという声や国民の責務を明記すべきとの主張がある。一方、新しい権利は現憲法や基本法などで対応できるという指摘もある。国民の責務については盛り込むことでむしろ弊害が出ないかどうかを慎重に考える必要がある。

国民投票法の施行で、憲法のあり方があらためて問われる。その最終判断者は、主権者の国民であり、結果は自ら受けねばならない。憲法記念日を機に、日本の将来を思い描きながら憲法について考え、家族や周囲の人と話してみたい。

5月3日付『山陰中央新聞』－「論説」＝憲法記念日／幅広い憲法論議をしよう

日本国憲法は施行から63年を迎えた。18日には憲法改正手続きを定めた国民投票法が施行される。節目の憲法記念日であり、憲法が掲げる理念と戦後の日本社会の発展に果たしてきた役割を真剣に考える機会にしたい。

政界の動向に目を向けると、政権交代騒ぎで各党は政争に気を取られ、憲法論議は棚上げされたままだ。衆参両院の憲法審査会も休眠状態が続いている。

日本世論調査会の調査(3月13、14日)では、戦争放棄と戦力不保持を定めた憲法9条に関して、51%が「改正は不要」と回答した。2005年6月の調査時から9ポイントの上昇だ。自民党政権下では9条の改正問題に特化した観があった憲法論議だが、国民の意識に変化が見える。政党の思惑にかかわらず憲法を深化する営みを不断に続けなければならない。

国際貢献、安全保障は国家の根幹にかかわるため、国民的な合意が待たれる。自衛隊の海外派遣で新たな事態が発生するたびに、解釈で補い続けてきたが、いずれは国民投票を通じて国民の覚悟を聞くことも必要になるだろう。

同時に忘れてならないのは、最高法規である憲法の改正には最大限の慎重さが求められる点だ。改正論にとらわれず、憲法論議は幅広く行われるべきだ。

憲法をめぐる問題は数多く噴出している。たとえば昨年12月の天皇陛下と中国要人との特例会見をめぐる、政権による政治利用との批判がわき起こった。特例会見は憲法に定める天皇の国事行為には至らない公的行為とされ、いわばグレーゾーンだ。天皇と政治の距離の取り方について、論議を深めるべきだ。

民主党政権が打ち出した政治主導にからみ、国会と内閣の関係も注視しなければならない。象徴的な事例は、内閣法制局長官を国会答弁から排除する国会法改正案だ。

法制局は法の番人といわれる。イラクへの自衛隊派遣など政権の意向に沿った拡大解釈をしてきたとの批判がある一方で、憲法解釈に一定の枠をはめてきた。国会答弁排除は解釈の自由化を意味するわけではない。ただ政治主導になった場合、解釈変更に歯止めがかかりにくくならないのか。

政権交代に伴いさまざまな変化、混乱が生じている。国会法改正は一例にすぎない。この機会に適切で効率的な政治を実現するため、望ましい統治の姿を模索するのは、憲法の求めるところだ。

グローバル化が進む中で浮上してきた憲法関連の課題も多い。女性に差別的な民法の改正をはじめ国際人権との整合性を確保するため法整備が迫られている。

憲法の基本原理である基本的人権の尊重について国際的視野から考察することで、新たな肉付けを行い、中身を豊かにすることが期待される。

憲法は、人権にしろ統治機構にしろ、時代風潮に流され短慮で変更するのは国民の利益にならないとの思想に立っている。戦後 60 年以上にわたって積み重ねてきた議論を尊重しながら、変化に応じて新たな活力を吹き込まなければならない。憲法を自分たちのものに育てられるか否かは、国民の努力にかかっている。

5月3日付『徳島新聞』－「社説」＝憲法記念日考える力が問われている

日本国憲法が施行されてから、きょうで 63 年になる。今月 18 日には憲法改正手続きを定めた国民投票法が施行され、憲法を取り巻く状況は新たな段階を迎える。

憲法上の規定にとどまっていた改正手続きが施行により具体的に整備され、衆参両院の憲法審査会での改正原案の審議や、国民投票で改正への賛否を問うことが可能になる。

私たちも、あらためて憲法に目を向け、国のありようについてしっかりと考えたい。

言うまでもなく、国の基本法である憲法は国民主権、基本的人権の尊重、戦争放棄など、国民にとって大切な理念や仕組みを政府や国会に守らせるルール・規範である。

だが、時代とともに憲法の理念と現実がかみ合わなくなることもある。国民の意識の変化に対応して環境権やプライバシー権など新たな権利を盛り込むべきだとの声もある。国民一人一人の自覚が問われる。

気に掛かるのは、国民投票法の施行が迫っているのに、衆参両院の憲法審査会が 2007 年 8 月の設置以来一度も開かれていない上、施行までに予定されていた民法の成人年齢や公職選挙法の選挙権年齢の 18 歳への引き下げ、最低投票率の導入などが実現していないことだ。

多くの問題点を抱えながらの法施行を危惧（きぐ）する。

千葉県弁護士会は先月、「重要な諸問題がほとんど検討されていない」として、施行の延期を求める声明を出した。真摯（しんし）に受け止める必要がある。

国民投票法が“機能不全”に陥っているのは、連立政権を組んでいた自民、公明両党が 07 年 5 月に国民投票法を強行採決で成立させ、反発した民主党が、憲法審査会の規定の整備に消極的な姿勢を崩していないためだ。

しかも政権交代後、鳩山内閣は当面の政策課題に追われ、憲法論議は後回しになっている。

憲法学者の小林節慶応大教授は「憲法論議をさせない動きは国民が憲法を考える力を低下させている」と批判。「日本国憲法の歴史は自民党政権による解釈改憲の歴史だ。憲法審査会を開いて自民党の運用の間違いをきちんと審査、検証すればよい」と指摘している。

民主党は昨年の衆院選マニフェスト（政権公約）で、憲法問題に関し「国民の自由闊達（かつたつ）な論議を」と呼び掛けた。

若い人の政治参加を促すためにも、積極的な対応を求めたい。

徳島新聞社加盟の日本世論調査会が3月に行った調査では、戦争放棄と戦力不保持を定めた憲法9条に関して、「改正不要」が51%と、05年6月調査時から9ポイント増加。「改正必要」は24%で、11ポイント減った。

改憲賛成派の減少は、国会での憲法論議が低調なことも影響しているとはいえ、日本のこれまでの平和と繁栄が9条の平和主義の理念にあるということが広く受け止められている証しだろう。

9条をめぐっては、日米安保の体制強化や1999年の周辺事態法によって日本の自衛隊が米軍の世界戦略に組み込まれるなど、形骸化が指摘されている。そんなことは絶対に許してはならない。

5月3日付『高知新聞』－「社説」＝【憲法施行63年】最後は主権者が決めたい

戦争で深く傷ついた日本に新たな針路を示した憲法は、きょう5月3日で施行63年になる。

2001年9月の米中核同時テロ後の「テロとの戦い」に呼応し、インド洋やイラクに派遣された陸、海、空の自衛隊は既に任務を終えている。憲法をめぐる論議はなぎ状態のようにも見えるが、その一方では軽視できない事態も進行している。

憲法9条をめぐると合憲、違憲の判断を誰がどう行うかという問題だ。集団的自衛権の行使はできないとの歴代政府の見解は、内閣法制局長官の意見に基づくが、民主党内では長官の国会答弁を禁じる動きが出ている。

21世紀の日本の針路にもかかわるだけに、国民もそれぞれに憲法のあるべき姿を考える日にしたい。

憲法裁判所を設置していない日本において、法律などが憲法に合っているかどうかを判断する最終的な権限は最高裁判所に帰属している。

しかし、これまで最高裁は国会の意思を尊重することなどを理由に、違憲判断まで踏み込むことには慎重な姿勢を見せてきた。そんな状況下で存在感を示したのが内閣法制局だ。

設置法に基づくこの組織は、政府提出の法案が憲法上、疑義がないかどうかを事前に審査するほか、法律問題について内閣や首相に意見を述べるができる。法律問題でずっと焦点だったのは戦争放棄、戦力不保持をうたう9条の解釈である。

微妙なさじ加減の解釈は「ガラス細工」とも評されるが、共同通信社の論説研究会で講演した阪田雅裕・元法制局長官はそんな見方を否定する。

「自衛隊が合憲か違憲かと言えれば合憲。憲法の本質から海外での武力行使はできない、という2点で法制局の解釈はずっと変わっていない。だから骨太の解釈とも言えます」

イラクに派遣された航空自衛隊の活動の一部が名古屋高裁で違憲と判断されるなど、法制局の判断には疑義も出ている。しかし、政府の政策が平和憲法の枠から大きく逸脱しないよう注意を払った形跡はうかがえる。

公権力の制限

内閣法制局の意見を基盤にした政府の憲法解釈が転機を迎えている。国会答弁から法制局長官を除外する国会法改正の動きだ。民主党の山岡国対委員長は、会期内の法改正に積極姿勢を見せている。

この背景には民主党の政治主導論があり、党内には国連決議があれば憲法9条下でも武力行使を伴う多国籍軍への参加は可能、との意見がある。海外での武力行使はできないとする法制局との隔たりは大きい。

設置法がある限り法制局の意見は残るが、もし憲法解釈の実質的な権限が政治家に移ると、憲法は本来の機能を発揮できるだろうか。民主党の政権公約にはこんな文句がある。

『憲法とは公権力の行使を制限するために主権者が定める根本規範である』というのが近代立憲主義における憲法の定義です」

解釈論の根っこにあるのは、そもそも憲法とは何なのかという根源的な問いだ。その使命が「公権力の行使の制限」にあるのなら、解釈の在り方もおのずと方向が見えてくる。

憲法改正の手続きを定めた国民投票法は、今月18日施行される。もし9条が不都合というのなら、解釈変更ではなく、憲法改正の是非を主権者の国民に問うのが政治の責務だ。

5月3日付『宮崎日日新聞』－「社説」＝憲法を考える 国民の努力で生きた存在に

日本国憲法は施行から63年を迎えた。18日には憲法改正手続きを定めた国民投票法が施行される。憲法が掲げる理念と戦後の日本社会の発展に果たしてきた役割を真剣に考える機会にしたい。

政権交代後、各党は政争に気を取られ、憲法論議は棚上げされたままだ。衆参両院の憲法審査会も休眠状態が続いている。

自民党政権下では憲法論議が9条などの改正問題に特化した観があった。国際貢献、安全保障は国家の根幹にかかわり国民的な議論を続ける必要がある。

同時に忘れてならないのは、最高法規である憲法の改正には最大限の慎重さが求められる点だ。改正論にとらわれず、論議は幅広く行われるべきだ。

■政治的意図入る余地■

昨年来、憲法をめぐる問題が数多く噴出している。

例えば昨年12月の天皇陛下と中国の習近平国家副主席との特例会見をめぐり、政権による政治利用との批判がわき起こった。

天皇の国事行為は憲法に定める事項に限定され、それも「内閣の助言と承認を必要」としている。

問題となった特例会見は国事行為には至らない公的行為とされる。いわばグレーゾーンであり、そこに政治的な意図が入り込む余地があった。

政府は政治利用を避けるための統一的なルール作りは「現実的ではない」との見解を出し、沈静化を図った。一過性とせず論議を深めるべきだった。

民主党政権が打ち出した政治主導に絡み、国会と内閣の関係も注視しなければならない。象徴的な事例は、内閣法制局長官を国会答弁から排除する国会法改正案だ。

■浮上する関連の課題■

法制局は法の番人といわれるところだ。イラクへの自衛隊派遣など政権の意向に沿った拡大解釈をしてきたとの批判がある一方で、憲法解釈に一定の枠をはめてきた。内閣法制局長官の国会答弁排除は解釈の自由化を意味するわけではないが、政治主導となった場合、解釈変更に歯止めがかかりにくくなるのか。

政権交代に伴いさまざまな変化、混乱が生じている。国会法改正は一例にすぎない。グローバル化が進む中で浮上してきた憲法関連の課題も多い。女性に差別的な民法の改正をはじめ国際人権との整合性を確保するため法整備が迫られている。憲法の基本原理である基本的人権の尊重について国際的視野から考察することで、新たな肉付けを行い、中身を豊かにすることが期待できる。

憲法は人権にしろ統治機構にしろ時代風潮に流され短慮で変更するのは国民の利益にならないとの思想に立っている。

その一方、憲法は生きた存在でなければならない。変化に応じて新たな活力を吹き込まなければ

衰える。憲法を自分たちのものに育てられるか否かは、私たちの努力にかかっている。

5月3日付『熊本日日新聞』－「社説」＝憲法記念日 再確認したい統治者の規範

政権交代後初の憲法記念日を迎えた。日本国憲法は1947(昭和22)年のこの日に施行されて以来、63年間にわたって国の基本となってきた。あらためてその意義を確認するとともに、「1票の格差」などに見られるような政治の側の怠慢を指摘したい。

●「名宛人」は国

先ごろ亡くなった作家の井上ひさしさんに「いちばん偉いのはどれか」というエッセーがある。あんぱんの皮に桜の花びらをのせようと、シソの葉をあしらおうと、中にあんこが入っていなければあんぱんではない。一番偉いのはあんこであると笑わせ、憲法のあんこは主権在民と平和主義と基本的人権の尊重であると力を込めている。

憲法は法令の頂点にあるが、法令とは全く性格が異なる。法令が求める規範の対象である「名宛人[なあてにん]」は国民だが、憲法の「名宛人」は統治する側の国だということだ。井上さんは護憲の立場から、国(統治権力)を縛るのが憲法である限り、憲法から国があんこを抜き取ることは許されないと繰り返し主張してきた。

●「1票の格差」是正を

そうした観点でこの1年を振り返ると、国の怠慢が浮かび上がってくる。「1票の格差」もその一つだ。

昨年8月の衆院選は「1票の格差」が最大約2.30倍あり憲法違反だとして、全国8高裁・支部で計9件起こされた一連の訴訟は、「違憲」が大阪、名古屋など4件、「違憲状態」が2月の東京、高松など3件、「合憲」が3月の東京、札幌の2件となった。

最高裁の判断が注目されるが、国に格差是正へ向けた最大限の努力を求める判断が大勢を占めたと言っていいだろう。格差の大きな原因と指摘されている「1人別枠方式」を含め、国は早急に定数配分方式を見直さなければならない。

衆院以上に参院の選挙制度改革も遅れている。1票の格差は最大4倍以上になっており、7月にも予想される次期参院選は憲法違反と言わざるを得ない。衆院を選挙無効とした場合は著しい混乱が予想されるが、参院には非改選議員が半数以上在席し、選挙自体が無効となる可能性すらあると指摘する専門家もいる。

●「政治主導」への懸念

憲法改正手続きを定めた国民投票法は今年 18 日に施行される。安倍内閣のとき成立した同法の施行が 3 年後となったのは、政府や国会が関連法整備などを進めるためだった。しかし、法制定時の与野党対立や、政権交代に伴う政治情勢の変化が影響し、成人年齢の 18 歳引き下げなど課題は積み残されたままだ。

政権交代という大きな変化はあったが、ここ数年低調だった憲法論議が再浮上する状況にはなっていない。改憲は鳩山由紀夫首相の持論ではあるが、1 月の参院本会議で「首相の立場で特に重い憲法尊重擁護義務が課せられており、私の考えを申し上げる時ではない」と述べ、在任中の改正も否定した。

ただ懸念されるのは、「政治主導」という名の下で 9 条の解釈改憲が行われるのではないかと、いうことだ。政府・与党で提出が検討されている国会法改正案は、内閣法制局長官の国会答弁を禁止する内容となっている。

もし仮に、国連決議を条件に多国籍軍への参加を認める小沢一郎幹事長などの持論が新たな憲法解釈として打ち出されるならば、事実上の改憲であり、憲法の役割を無視した「政治暴走」と言うべきだろう。

地方自治や表現の自由、貧困の解消にしても、すべて憲法のあるこの部分だ。政府には、このあなをさらに練り上げる義務があることをあらためて肝に銘じてもらいたい。

5月2日付『南日本新聞』－「社説」＝[憲法記念日]国のかたちを原点から点検したい

日本国憲法はあす、施行から 63 年を迎える。今年は憲法の改正手続きを定めた国民投票法が、成立後 3 年間の凍結期間を終える年にあたる。

18 日の施行後はいつでも、戦後日本の出発点になった憲法を書き改めることができる。これまで一字一句変わらなかった憲法が変わるか、歴史的な節目に来たようだ。

平和憲法の要である 9 条はどうするのか。環境権や知る権利などの新たな権利は明記するのか。国民一人一人の自覚が問われる。

そんな状況下だが、国会論議は低調だ。改憲に前のめりだった自民党は今年の衆院選で大敗して野に下り、鳩山由紀夫首相率いる民主党連立内閣は政権運営に四苦八苦している。憲法改正どころではない、というのが国会の現状ではなかろうか。

国民投票法が成立した 3 年前を思い出したい。戦後レジーム（体制）からの脱却を訴えた安倍晋三内閣が、参院選をにらみ強行採決した。このときの対立が尾を引き、憲法審査会は今もって休眠状態である。

投票年齢の18歳引き下げ、最低投票率制度の導入など、積み残した課題はいずれも手つかずだ。未整備の法律で「国のかたち」である憲法をいじるのは許されない。

国の新たな理念と将来像を主権者である国民に示す。改憲の発議は、そんな国会の基本的役割を果たしてからだ。

■安保優先し形骸化

今年は、戦後日本の平和と発展を支えた日米安保条約の改定50年という節目の年でもある。

南日本新聞加盟の日本世論調査会が3月に実施した調査では、日米安保が日本の平和と安全に役立っていると回答が8割近くに上った。14年前の調査から1割ほど増えた。

冷戦の崩壊から20年、世界はテロや地域紛争の続発に直面した。日本周辺では中国が軍備を増強し、北朝鮮の核兵器開発が日本の安全を脅かしている。

こうした不安定な状況下で、緊密な日米同盟は今後も重要である。だからといって、日米同盟の堅持を理由にした平和憲法の形骸（けいがい）化は許されない。

例えば、際限なく広がった自衛隊の海外活動である。湾岸戦争を機に1990年代は米軍の戦略への協力が推し進められた。今世紀に入ると、テロ対策特別措置法を皮切りに海外派遣法が次々と成立し、自衛隊はついに戦闘地域まで出動した。

専守防衛に徹する自衛隊の海外派遣は憲法に抵触しかねない。派遣の度に国論が二分されたのは当然だ。

しかし、歴代政権は突き詰めた憲法論議を避け、強行を繰り返した。既成事実を積み重ねた結果がイラクの自衛隊活動への違憲判決である。

憲法の本質、中でも9条はこの20年で形骸化した。憲法の下での国際貢献の在り方を深く自問せず、米国に求められるまま同盟強化を進めてきたからだ。

先の世論調査によると、米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の移設先で、日米合意案のキャンプ・シュワブ沿岸部（名護市）を支持したのは2割に満たなかった。平和的生存権を脅かされている沖縄の現実を踏まえた上で、国民的合意を得る努力が求められている。

■国際貢献の議論を

平和憲法の形骸化を示す出来事は、この1年もさまざま起きた。最たるものが安保改定時の核持ち込み容認など、いわゆる4密約問題だ。

沖縄返還時の原状回復費肩代わり密約をめぐる訴訟では、東京地裁が「国民の知る権利をないがしろにした」と政府を批判した。

知る権利は「表現の自由」(21条)とともに国民の自由な言論を支え、民主主義に不可欠な権利である。

米政府が文書を公開しても、日本政府は国民にうそをつき通す。密約問題などが明らかにしたのは、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という憲法の三大原則に目をつぶる政府のいびつさだった。

憲法の前文は、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と書いている。ここにあるのは一国平和主義でも一国繁栄主義でもない。

世界の平和と安全に、日本も国際社会の一員として責任を負う。それは国民に目隠しをしたまま同盟国に従うことでなく、憲法の下で日本が主体的に果たす役割であるべきだ。

グローバル化の進展で貧富の格差が拡大している。貧困対策がテロの温床の解決につながることを考えれば、日本が貢献できる分野は多いはずだ。オバマ米大統領が提唱した「核兵器なき世界」に向け、唯一の被爆国として発言力も高めたい。

憲法が求める国際貢献とは何か。国民的な議論を始めるときだ。

憲法を書き改めることは国の骨格をつくり直すことである。これからの日本をどう描くか。もとより主権者の国民に委ねられている。

国会の改憲熱が冷めた今は、国のかたちを原点から点検するいい機会だと考えたい。

5月3日付『沖縄タイムス』－「社説」＝【憲法記念日】公文書はだれのものか

未来に向けて過去の交渉のありようを検証する。外交文書はその手段としてなくてはならぬものだ。それが残されていないとしたら。あるいは、存在していたのに意図的に廃棄されてしまったとしたら。歴史は闇から闇に葬られ、消えてしまう。

何より国民の「知る権利」が奪われる。主権者の国民に知らせないままに秘密合意を結び、その情報を政治家や一部官僚が独占すれば、民主主義は本末転倒し、国民の政府とはいえなくなる。

日本国憲法は施行から63年を迎えた。沖縄返還交渉をめぐる財政密約文書の情報公開訴訟で、東京地裁は4月、県内外のジャーナリストや研究者ら原告25人の全面勝訴の判決を言い渡した。被

告の外務省と財務省に調査をやり直し、文書を開示するよう命じた。原告らが「革命的」とまで表現した画期的な判決だ。

米国立公文書館で発掘された公文書から密約の中身はすでに明らかになっていたが、それでも、自民政権は密約の存在を否定し続けたばかりか、文書にサインした、と吉野文六元外務省アメリカ局長本人が認めた後も、否定する姿勢を変えなかった。

原告らは、政府の姿勢をただし、国民の知る権利が保障されているのかを問うた。判決は「国民の知る権利をないがしろにする外務省の対応は、不誠実なものといわざるを得ない」と厳しく非難した。密約には、「思いやり予算」の原型になった内容が含まれており、歴史から学ぶことなしに、現在の外交政策に生かすことはできない。

外交文書は国民共有の財産だ。国民への情報公開と文書管理はその両輪を成す。

米國務省が公表した世界の人権状況に関する年次報告書に、外務省が2000年度に約1,280トン、財務省で約620トンの機密に関する文書が廃棄されたとの非営利団体による調査結果の記述がある。2000年度といえば、情報公開法施行の直前であり、同法をにらんで廃棄された疑いが濃厚である。

密約問題を調査した外務省有識者委員会もあるべき文書が欠落しているといっている。廃棄したのであれば、密約はないとうそをつき通したことと併せて国民に二重の背信行為を犯したことになる。

外務、財務両省は控訴している。文書不存在の立証責任は両省に負わされており、廃棄に関与した関係者を徹底的に調査して、その結果を国民の前に明らかにすべきだ。

「情報へのアクセス」は民主主義の根幹だ。政権交代を機に、閉鎖的と国際的に批判が強かった記者クラブ制度にも、少しずつ改革がみられるようになっている。首相会見などがフリー記者らにも開放され、14府省庁で閣僚会見に参加している。

公文書は国民のものだ。政治家や官僚が独占したり、まして破棄したりするようなことがあってはならない。これを真摯（しんし）に受け止めなければ、国民主権を忘れ、同じ過ちを繰り返す可能性が高い。公文書は過去のものではない。現在につながる政策の指針になり得る財産なのである。

5月3日付『琉球新報』－「社説」＝憲法記念日 9条の輝き世界へ次代へ 命守る政治の有言実行を

日本国憲法の施行から63年の節目を迎えた。憲法は十分に機能しているか。政治家や官僚は憲法を順守し、国民は暮らしに生かすよう努めているか。国民一人一人がじっくり向き合ってほしい。

「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」の憲法3原則は、普遍的価値として国民の間に定着

している。喜ばしい限りだ。

本社加盟の日本世論調査会が3月に行った世論調査では戦争放棄と戦力不保持などを定めた憲法9条に関して51%が改正は不要とし、改正を必要とした24%を大きく上回った。

■「空洞化」と基地が連動

これは9条が、軍国主義の反省の上に立ち戦後を歩んできた日本国民に幅広く支持されている表れだ。

ただ、政府は自民政権時代から今日に至るまで、9条の規定を「主権国家としての固有の自衛権を否定するものではない」とし、自衛権の行使を裏付ける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは認められると解釈する。

憲法と「国防の基本方針」（1957年閣議決定）に基づき、日本の防衛は「専守防衛」「非核3原則」「文民統制の確保」「集団的自衛権の不行使」などを建前とする。憲法解釈と国防方針により9条は骨抜きに危機にさらされてきた。

由々しきことは「9条空洞化」と沖縄の基地問題、日米安保問題が絶えず連動してきたことだ。

例えば、米軍普天間飛行場の返還は、1996年に橋本龍太郎—クリントン日米首脳会談で合意されたが、その合意は日本による有事法制研究の着手が条件だった。その後、実際に97年日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）策定、99年周辺事態法制定など有事法制整備につながった。

2001年の9.11米中核同時テロを機に当時の小泉純一郎首相は米国の対テロ戦略、アフガニスタン・イラク攻撃をいち早く支持。「対テロ特措法」「イラク復興支援特措法」を制定し、自衛隊の海外派遣で米政権を積極支援した。

一連の流れの中で「集団的自衛権行使」など9条違反の疑義が指摘されたが、十分な国会論議、国民論議を経ることなく、対テロ支援による日米同盟強化＝憲法のさらなる空洞化という既成事実が着実に積み上げられていった。

民主党は「改憲」「論憲」「創憲」「護憲」まで意見が幅広い。鳩山政権には改憲志向の閣僚が多い。鳩山由紀夫首相は国会で「首相の立場で特に重い憲法尊重擁護義務が課せられている」と答弁し在任中の改憲に否定的だ。

自民党は05年の「新憲法草案」で9条を改正し「自衛軍を保持する」方針を明確にし、9条2項の「戦力不保持」と「交戦権の否認」を削除し、自衛隊を戦争のできる軍隊と位置付けた。

現在、民主党は普天間問題など課題が山積しており、改正論議を事実上封印。自民党は「日本にふさわしい歴史と伝統を織り込んだ品格のある国家を目指し、新憲法制定に取り組む」とし、保守

色を強めた憲法草案を再検討している。

■「改憲ありき」脱皮を

公明党は環境権などを加える「加憲」の立場。共産、社民両党は憲法改悪に反対、国民新党は「党利党略を排した見直し」を主張する。みんなの党は時代に見合った改正論議を、新党改革とたちあがれ日本は自主憲法制定を説く。

一方、鳩山政権は政府の憲法解釈を担ってきた内閣法制局長官による答弁を今国会から事実上禁止している。法制局は「法の番人」と言われ、解釈改憲の拡大と抑制の両方を担ってきた。功罪はあるが「法の番人」の歯止めがなくなれば、時の政権の恣意（しい）的な解釈で憲法がさらに形骸（けいがい）化しないか。長官の答弁禁止は慎重を期すべきだ。

鳩山首相は通常国会の施政方針演説で「いのちを、守りたい」と強調した。米軍基地や米兵犯罪によって命や暮らしを脅かされている県民はまさに「命を守って」と切実に願っている。憲法が保障する平和的生存権の実現に、首相は指導力を発揮してもらいたい。

次から次に仮想敵をつくる安全保障観を前提にすれば、憲法9条は邪魔に違いない。しかし、国際協調と人間の安全保障を根幹に据えた安全保障観へ転換すれば、9条は一段と輝きを増す。

各党は従来型の改憲論議から脱皮すべきだ。持続的な平和と国民の幸福のために憲法を生かす構想力、9条の輝きを世界へ次代へ引き継ぐ行動力こそ競ってほしい。

<http://www.cc.matsuyama-u.ac.jp/~tamura/kennpoukinennbi10.htm>